

# 流域水害対策計画(素案)について

令和8年5月29日  
逢瀬川流域水害対策協議会  
谷田川流域水害対策協議会



# 令和7年10月15日「第1回逢瀬川流域・谷田川流域水害対策協議会」

- 令和7年10月15日に「第1回逢瀬川・谷田川流域水害対策協議会」を開催しました。
- 協議会では、「逢瀬川・谷田川流域水害対策計画」について事務局より説明を行い、「計画期間」及び「計画対象降雨」、「今後のスケジュール」について了承されました。
- 引き続き、逢瀬川流域・谷田川流域水害対策計画の策定へ向けた検討を進めてまいります。

## 【議事内容】

- (1) 流域水害対策計画について  
 計画期間: 30年  
 計画対象降雨: 気候変動を考慮した規模(河川整備計画規模×1.1倍)  
 184.4mm/24hr(逢瀬川流域)  
 175.1mm/24hr(谷田川流域)
- (2) 浸水被害対策について(イメージ)
- (3) 今後のスケジュールについて  
 令和8年夏頃の計画策定を目指す

## 【開催状況】



## 【出席者】

- 国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所長
- 福島県 土木部長
- 郡山市長(代理) 建設構想部長
- 郡山市上下水道事業管理者
- 気象庁 福島地方気象台長
- 農林水産省 東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所長
- 郡山市消防団長(代理) 副団長
- 郡山商工会議所女性会 副会長
- 日本大学 朝岡教授
- 福島大学 川越教授
- 日本大学 市岡専任講師
- 郡山女子大学 近内講師

## 【各委員からの意見等】



### 福島県 土木部長(会長)

- 本協議会は、昨年十月に、「流域治水」の本格的な実践に向けて、「流域水害対策計画」を策定するために設置した。
- 委員の皆様をはじめ、流域の住民の皆様、関係機関の皆様から幅広く御意見をいただきながら、実効性の高い計画策定に向け、しっかり取り組んでいく。



あさおか

### 日本大学 朝岡教授 (座長)

- 逢瀬川・谷田川は、阿武隈川からの影響を受けやすいため、阿武隈川との連携が重要である。流域水害対策計画の検討にあたっては、現在見直しを進めている阿武隈川河川整備計画の変更後の内容も踏まえたほうがよい。

## 【出席者(オンライン)】

- 須賀川市長(代理) 道路河川課長
- 平田村長(代理) 産業建設課長
- 林野庁 関東森林管理局 福島森林管理署長

# 逢瀬川流域の特定都市河川指定

○ 阿武隈川水系逢瀬川等を特定都市河川に指定（令和6年7月1日）

河川区間：阿武隈川水系逢瀬川等の計3河川

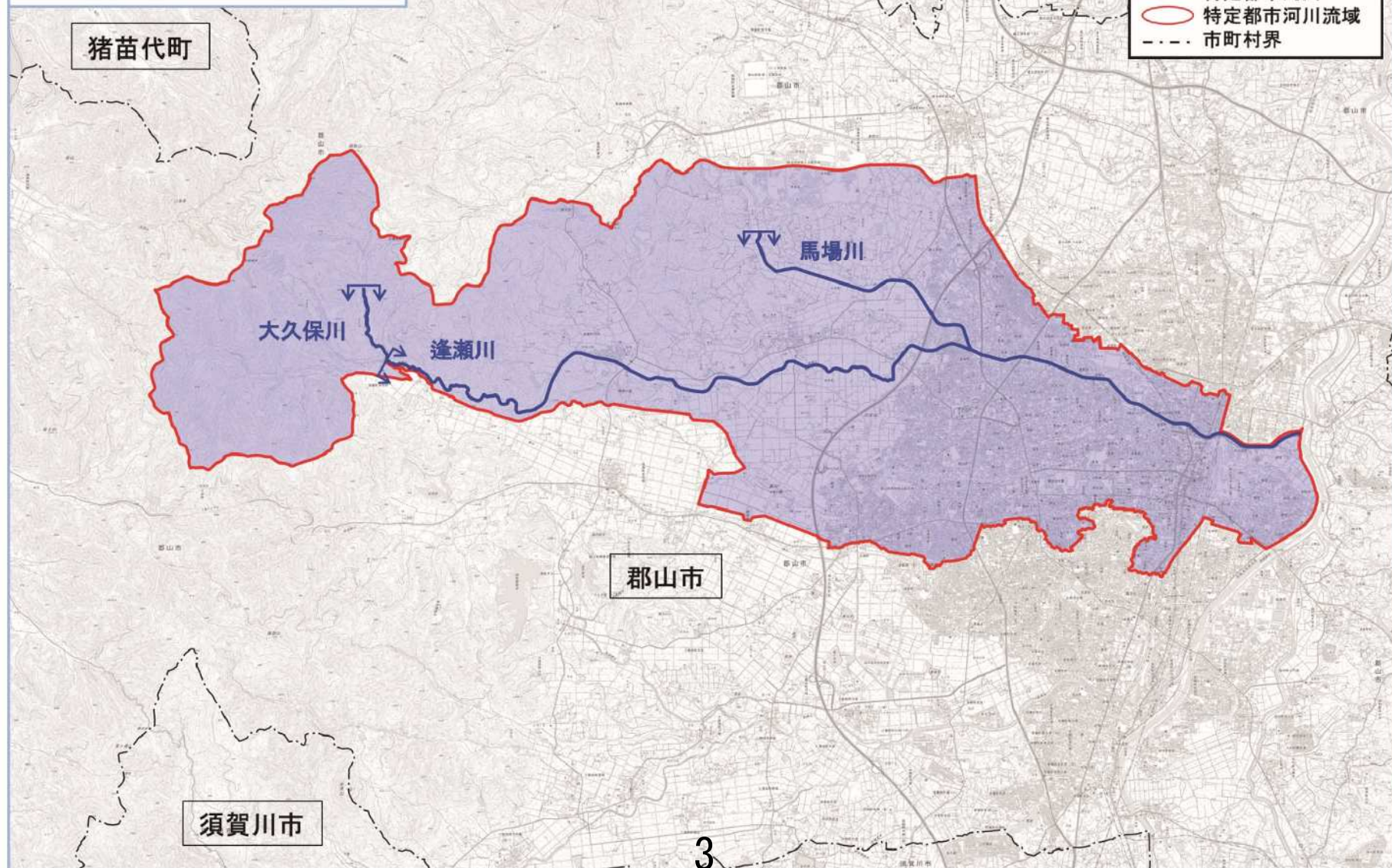
流域面積：56.6km<sup>2</sup>

流域内市町村数 1 郡山市

【指定河川】

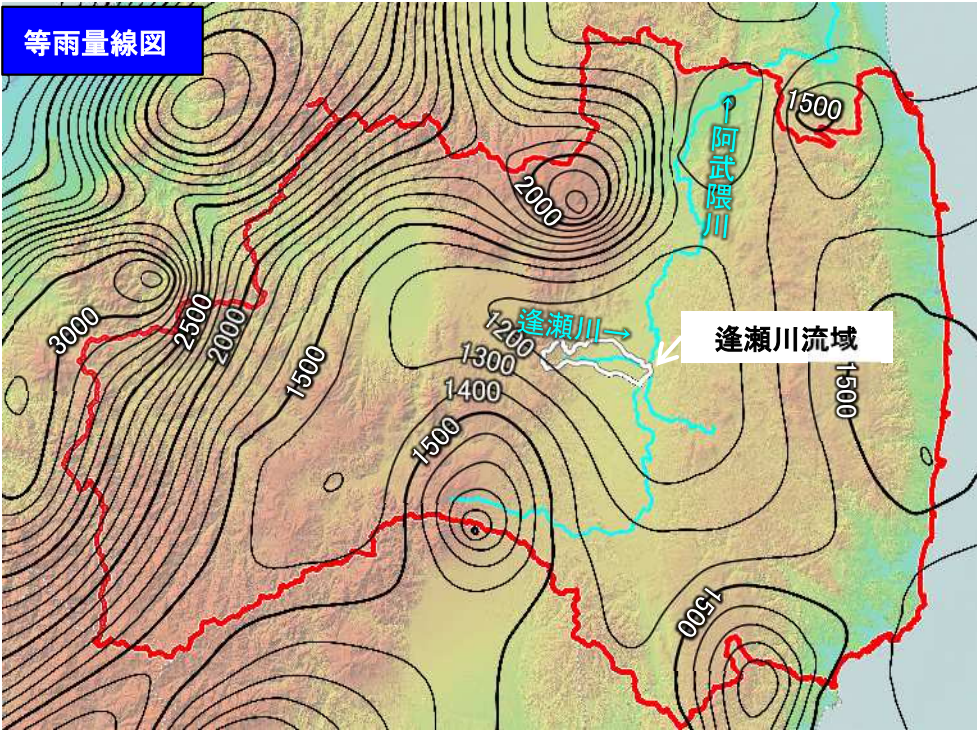
■ 阿武隈川水系逢瀬川等  
逢瀬川、馬場川、大久保川

特定都市河川流域(逢瀬川)

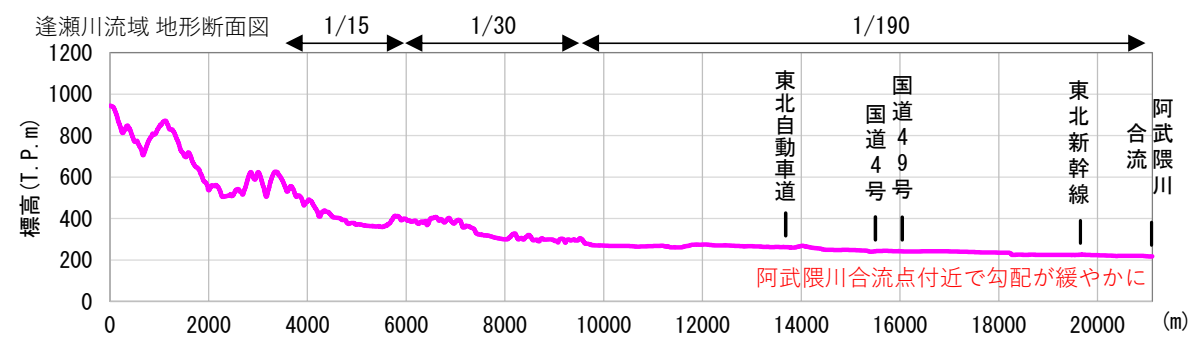


# 逢瀬川流域の特徴

- 逢瀬川流域の年降水量は1,200mm~1,300mm程度である。
- 逢瀬川流域の上流部は山地で河川勾配が急であり、中流部は郡山盆地とよばれる平坦地が広がっている。阿武隈川合流点付近で、勾配が緩やかになっている。



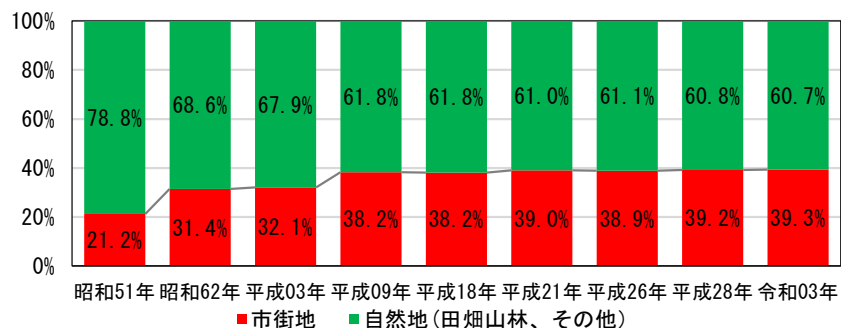
出典：基盤地図情報 10mメッシュ標高



# 逢瀬川流域の特徴

- 逢瀬川流域の土地利用状況は、昭和51年頃は流域面積の約21%が市街化されており、平成21年頃には約39%と増加傾向にあり、近年は横ばいである。
- 流域関連市町村の人口は、昭和55年当時は約28万人程度であったが、平成17年には約34万人となっている。平成17年にピークを迎え、近年は横ばいである。
- 第一次産業は3%、第二次産業は25%、第3次作業は72%である。第3次産業の占める割合が最も大きい
- 逢瀬川流域の土地利用は、上流域に森林、中流域に田畑、下流域に市街地が分布している。下流部の市街化は著しい。

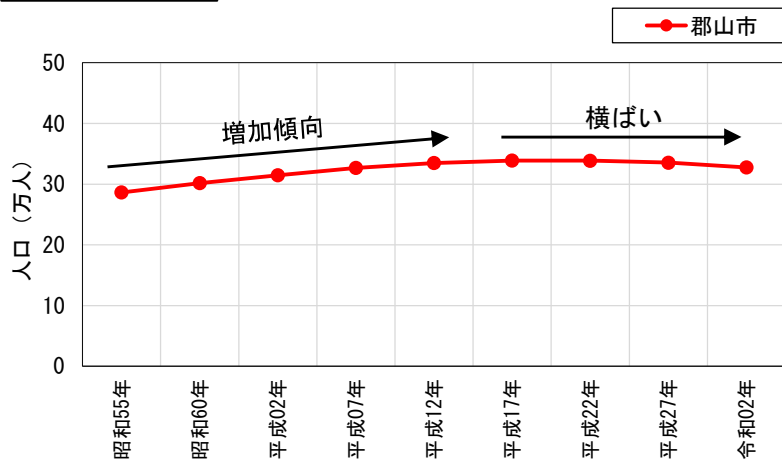
## 土地利用の変遷



## 市街地率の経年変化

出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュ

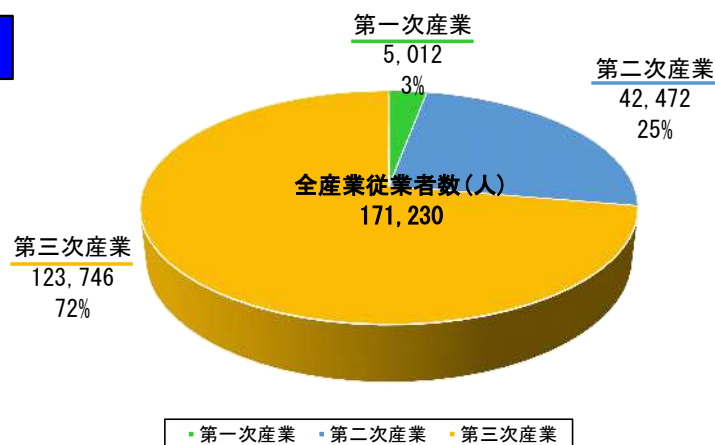
## 人口の推移



## 流域関連市町村※人口の推移 ※郡山市

出典：国勢調査

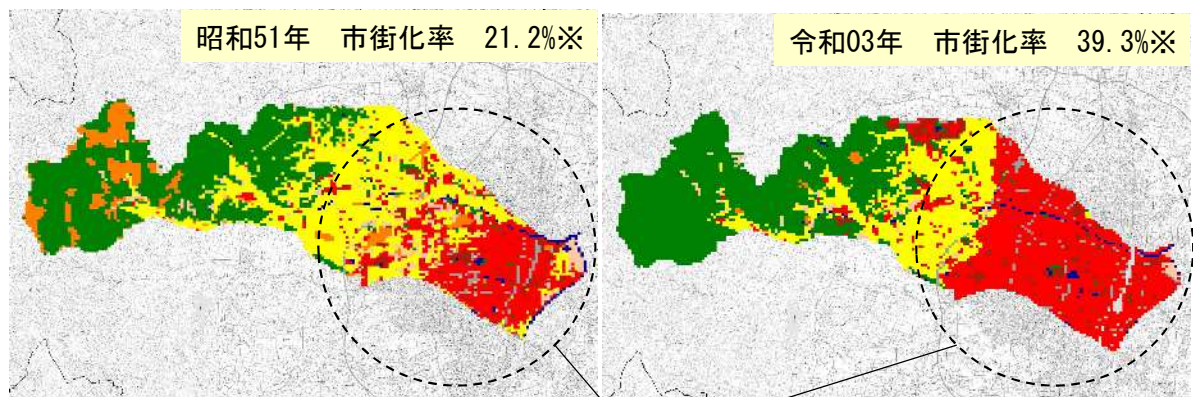
## 産業



## 流域関連市町村※の産業別就業者数 ※郡山市

出典：令和2年 国勢調査

## 土地利用区分図



市街化が著しい

# 逢瀬川流域の近年の浸水被害(概要)

- ・ 度重なる被害を受け着実に対策・改修を進めているが、台風出水、豪雨等による浸水被害は度々発生している。
- ・ 昭和61年8月洪水、平成22年7月洪水、平成23年9月洪水、令和元年東日本台風で家屋の浸水被害が多く発生した。

逢瀬川での近年の洪水被害

洪水	発生要因	床下浸水 (戸)	床上浸水 (戸)	備考
昭和61. 8. 5集中豪雨水害	台風第10号から変わった温帯低気圧	87	277	
平成10年8月末豪雨による災害	前線、台風第4号	6	1	
平成11年7月13日～14日	熱帯低気圧	9		
平成14年7月10日～11日	台風第6号、梅雨前線	(135)	(103)	郡山市
平成16年7月10日・13日	梅雨前線(平成16年7月新潟・福島豪雨)	100	46	
平成16年10月19日～21日	台風第23号、前線	(8)	(1)	郡山市
平成17年8月20日	大気の状態不安定	2		
平成20年7月27日	大気の状態不安定	(91)	(24)	郡山市
平成22年7月6日・7日	大気の状態不安定	(139)	(304)	郡山市
平成23年9月21日	台風第15号	11	59	
平成25年7月22～23日	梅雨前線、大気の状態不安定	10	2	
平成29年10月22～23日	台風第21号、前線	(7)		郡山市
平成30年7月10日	大気の状態不安定	(2)		郡山市
令和元年10月12日～13日	令和元年東日本台風(台風第19号)	186	515	※

出典：水害統計

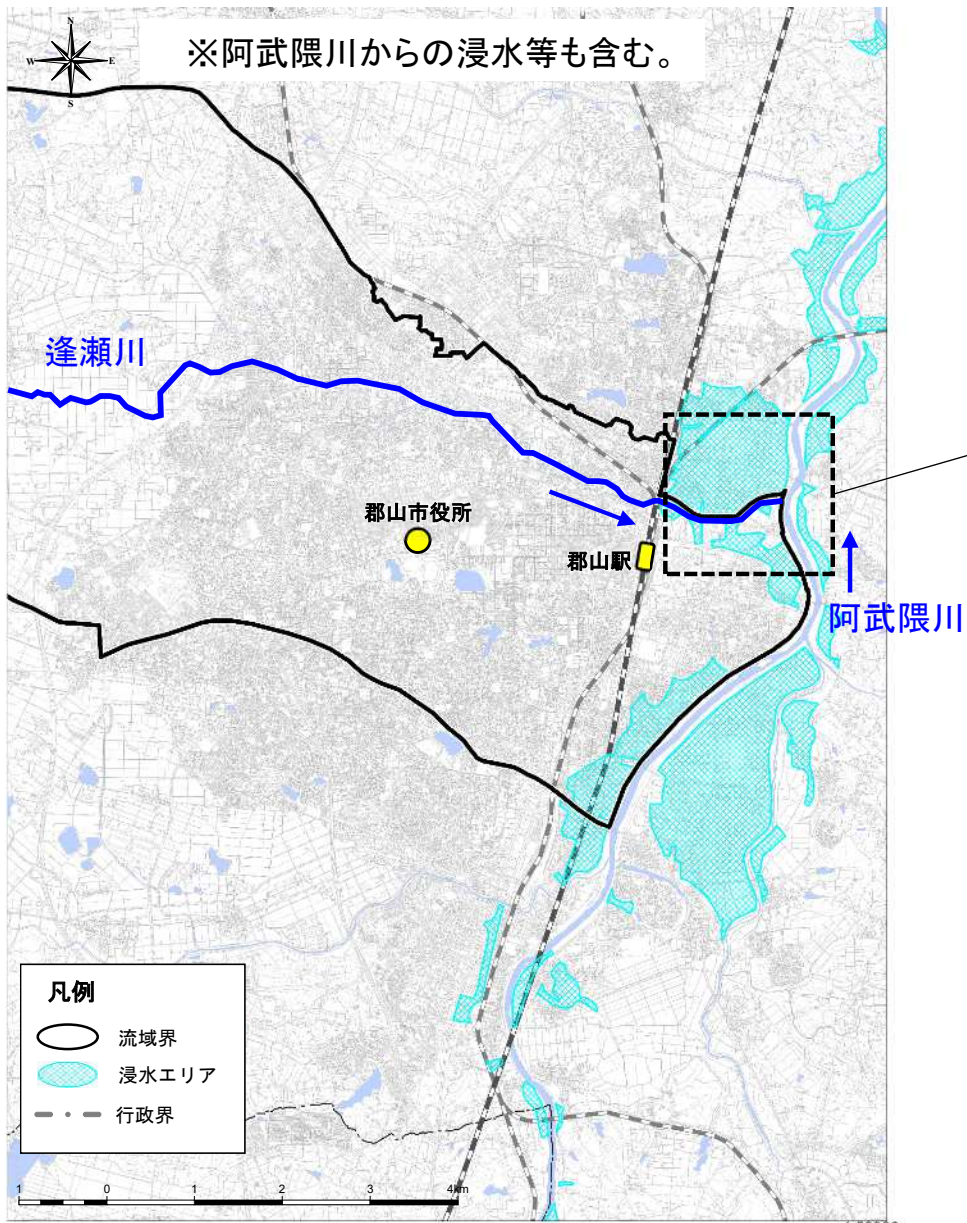
※発生要因等は、福島気象台の指導により加筆及び修正(朱書き箇所)

※令和元年東日本台風の被害件数は、阿武隈川左岸からの越水による浸水戸数も含む。

※( )書きは郡山市全体の被害

# 逢瀬川流域の近年の浸水被害の特徴(昭和61年8月洪水(台風10号))

- 昭和61年8月に発生した台風10号は福島県において記録的な大雨をもたらした。
- 逢瀬川では、郡山市全体で浸水被害が発生し、各種工場、事業所、一般住宅等が浸水した。
- 逢瀬川流域の浸水被害は、床下浸水87戸、床上浸水277戸となった。



昭和61年8月洪水の浸水域

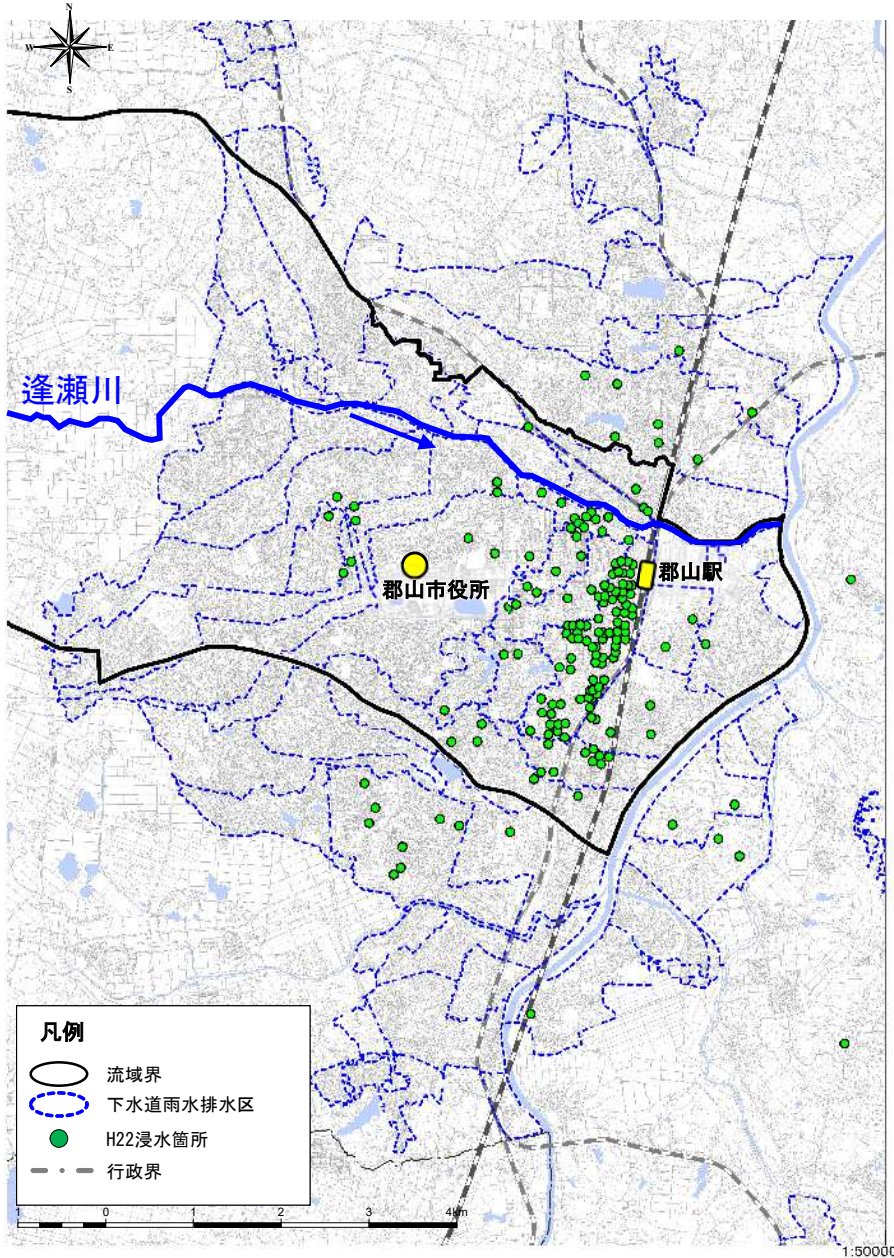
逢瀬川左岸が決壊したことによって、郡山市富久山町で外水被害が発生した。



出典：災害記録誌 昭和61年8月4日～5日 (逢瀬川・谷田川)

# 逢瀬川流域の近年の浸水被害の特徴(平成22年豪雨)

- 平成22年7月6日に発生した豪雨では最大時間雨量が74mmに達した。
- 都市機能が集積するJR郡山駅西口周辺で、床下浸水139戸、床上浸水304戸の浸水被害が発生した。



平成22年豪雨での浸水域



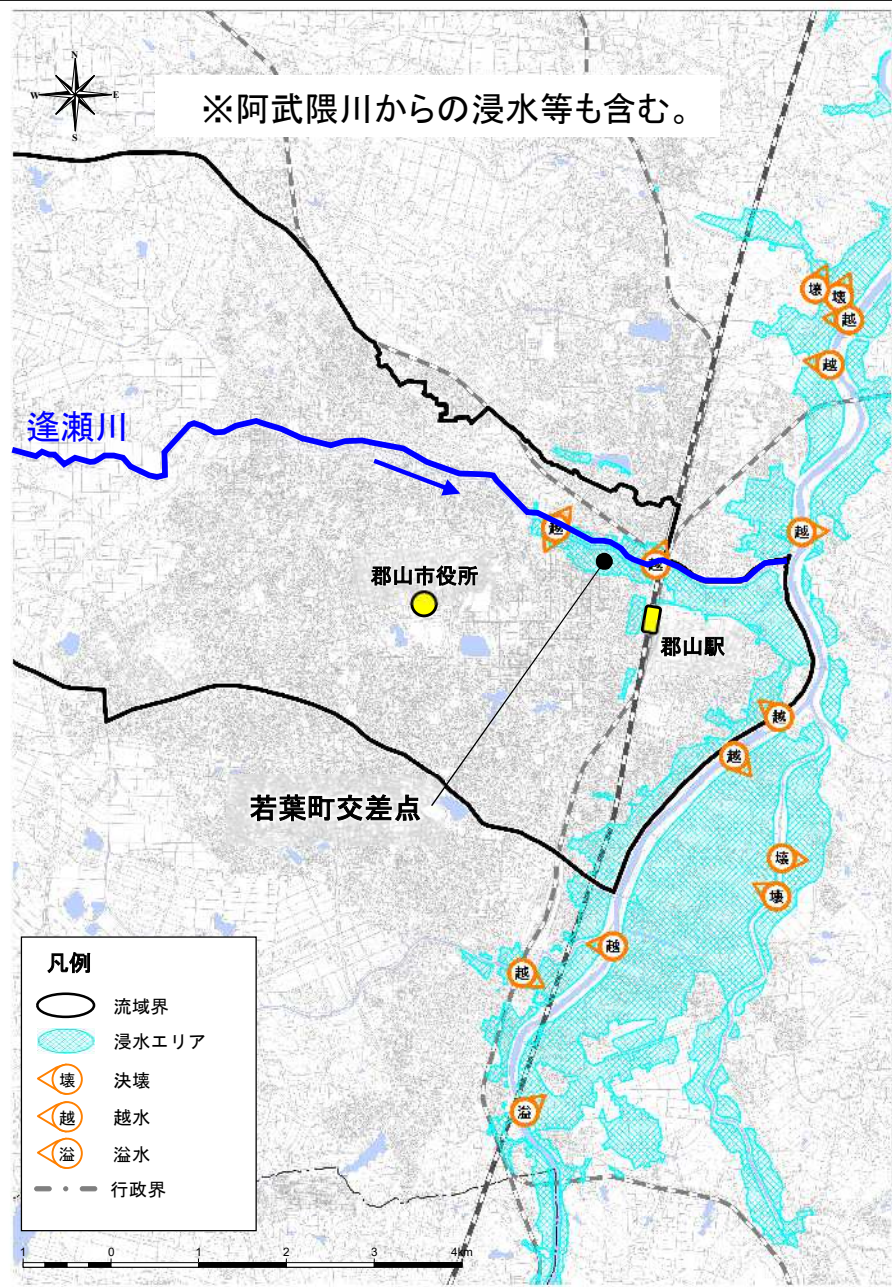
出典：過去30年間の郡山市水害史  
平成22年豪雨 駅前アーケードの浸水状況



出典：郡山市ゲリラ豪雨対策9年プランについて  
平成22年豪雨 駅前地区の浸水状況

# 逢瀬川流域の近年の浸水被害の特徴(令和元年東日本台風)

- 令和元年東日本台風では、逢瀬川において、越水による浸水被害が発生した。
- 逢瀬川流域において、床下浸水186戸、床上浸水515戸の浸水被害が生じた。



阿武隈川合流点付近

(出典: 国土地理院撮影 撮影日令和元年10月13日)



若葉町交差点浸水状況

(出典: 福島河川国道事務所 令和元年東日本台風写真集)

# 谷田川流域の特定都市河川指定

○ 阿武隈川水系谷田川等を特定都市河川に指定（令和6年7月1日）

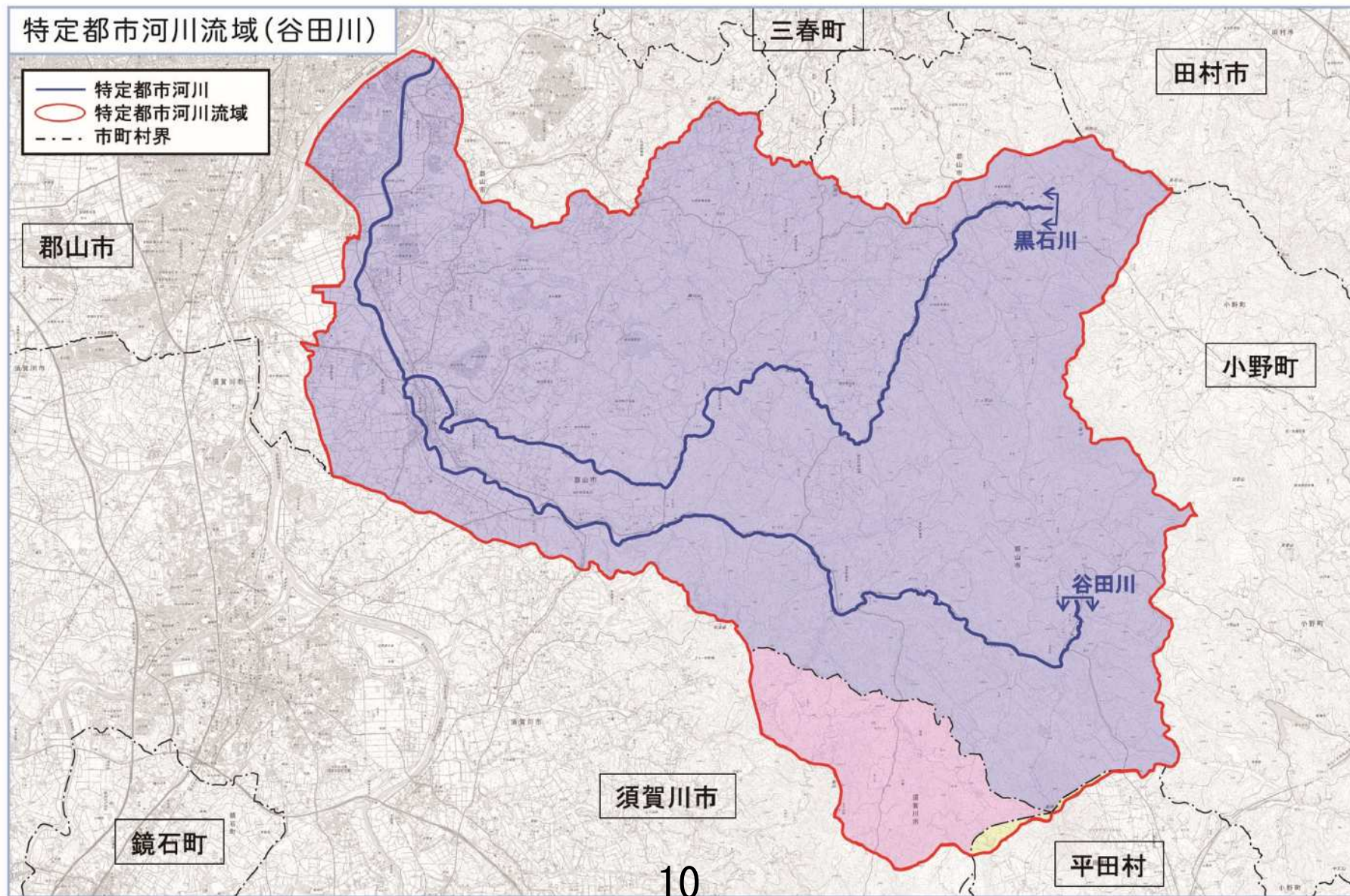
河川区間：阿武隈川水系谷田川等の計2河川

流域面積：137.5km<sup>2</sup>

流域内市町村数 3 郡山市、須賀川市、平田村

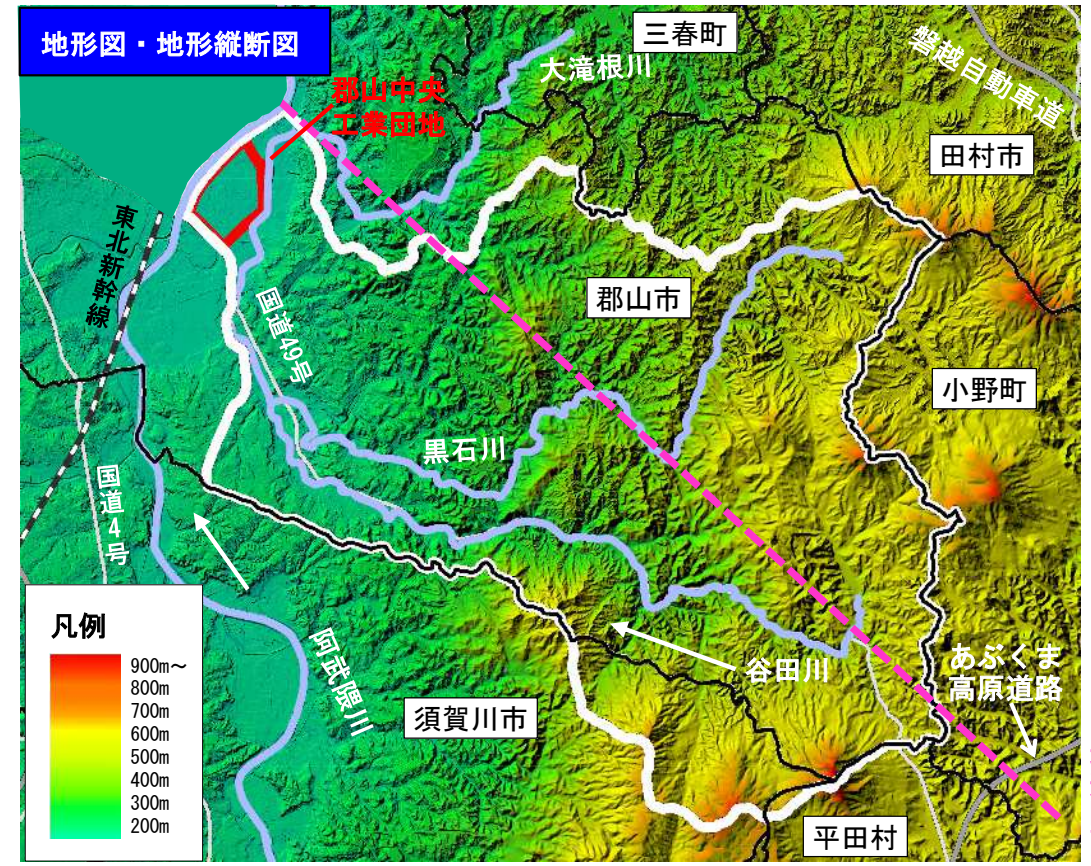
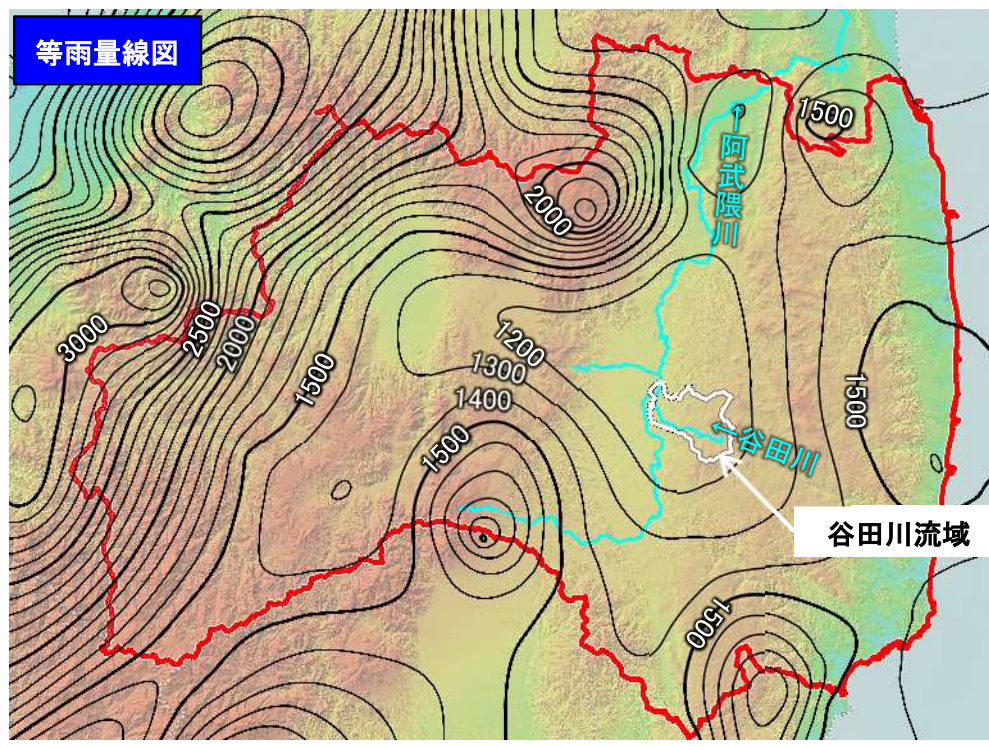
【指定河川】

■ 阿武隈川水系谷田川等  
谷田川、黒石川



# 谷田川流域の特徴

- 谷田川流域の年降水量は、1,200mm程度である。
- 谷田川の上流部から中流部は山地であり、地形勾配は急である。阿武隈川合流点付近で、平坦な地形となっている



谷田川流域 地形断面図

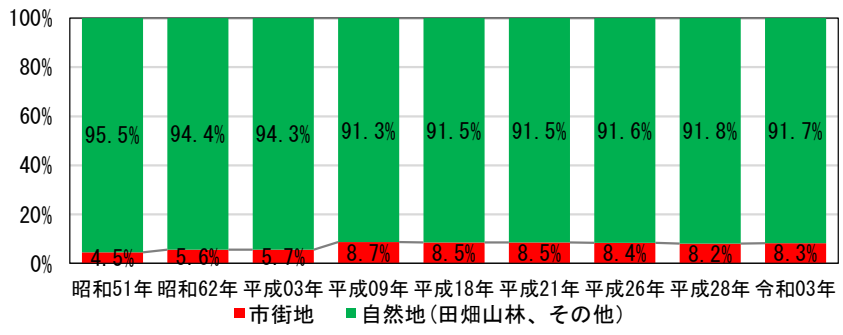
出典：基盤地図情報 10mメッシュ標高



# 谷田川流域の特徴

- 谷田川流域の土地利用状況は、昭和51年頃は流域面積の約5%が市街化されており、平成9年頃には約9%と増加傾向にあった。その後はほぼ横ばいとなっており、令和3年の市街化率は約8%である。
- 流域関連市町村の人口は、昭和55年当時は約37万人程度であったが、平成17年には約43万人となっており、人口の伸びをみると、平成17年にピークを迎え、近年はやや減少傾向にある。
- 第一次産業は4%、第二次産業は26%、第三次産業は70%である。第三次産業の占める割合が最も大きい。
- 谷田川の土地利用は上流部・中流部は森林で、下流部は市街地である。下流部の市街化は著しい。

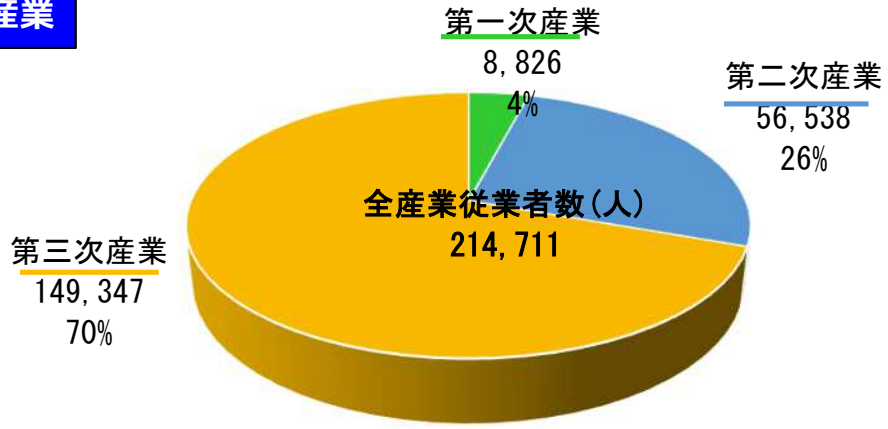
## 土地利用の変遷



市街地率の経年変化

出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュ

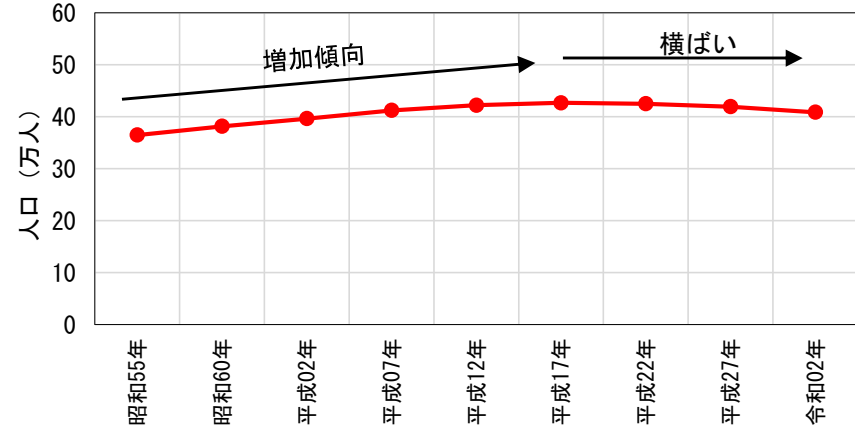
## 産業



第一次産業 第二次産業 第三次産業

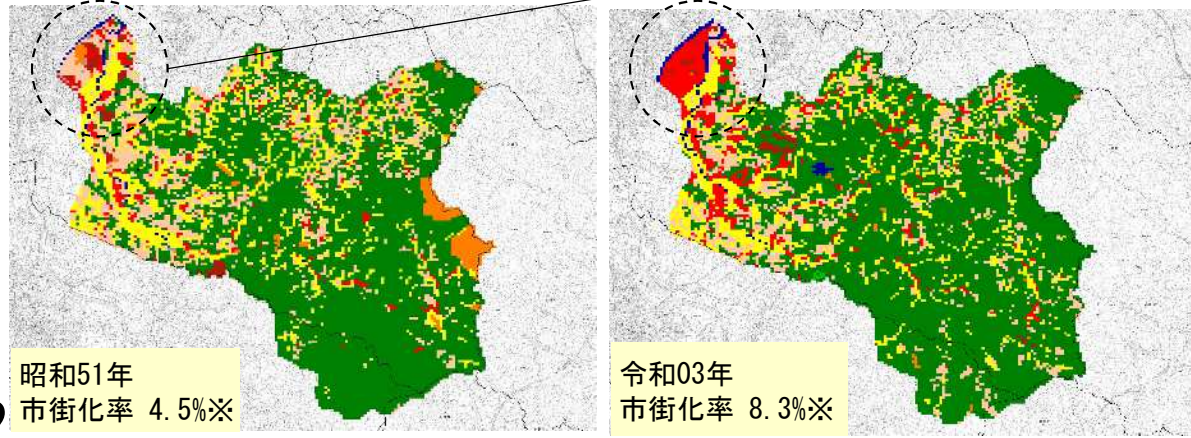
流域関連市町村※の産業別就業者数 ※郡山市、平田村、須賀川市  
出典：令和2年 国勢調査

## 人口の推移



流域関連市町村※人口の推移 ※郡山市、平田村、須賀川市

## 土地利用区分図



※森林を含む流域全体における市街化率

# 谷田川流域の近年の浸水被害(概要)

- ・度重なる被害を受け着実に対策・改修を進めているが、台風出水や豪雨等による浸水被害は度々発生している。
- ・大規模な浸水被害は、昭和61年8月洪水、令和元年10月洪水で家屋の浸水被害が顕著である。

谷田川での近年の洪水被害

洪水	発生要因	床下浸水 (戸)	床上浸水 (戸)	備考
昭和61. 8. 5集中豪雨水害	台風第10号から変わった温帯低気圧	76	210	
平成11年7月13日～14日	熱帯低気圧	(8)		郡山市
平成14年7月10日～11日	台風第6号、梅雨前線	(135)	(103)	郡山市
平成16年7月10日・13日	梅雨前線(平成16年7月新潟・福島豪雨)	(239)	(61)	郡山市
平成16年10月19日～21日	台風第23号、前線	(8)	(1)	郡山市
平成17年8月20日	大気の状態不安定	(194)	(51)	郡山市
平成20年7月27日	大気の状態不安定	(91)	(24)	郡山市
平成22年7月6日・7日	大気の状態不安定	(139)	(304)	郡山市
平成23年9月21日	台風第15号	(20)	(265)	郡山市
平成25年7月22～23日	梅雨前線、大気の状態不安定	(47)	(11)	郡山市
平成29年10月22～23日	台風第21号、前線	(7)		郡山市
平成30年7月10日	大気の状態不安定	(2)		郡山市
令和元年10月12日～13日	令和元年東日本台風(台風第19号)	146	940	※

出典：水害統計

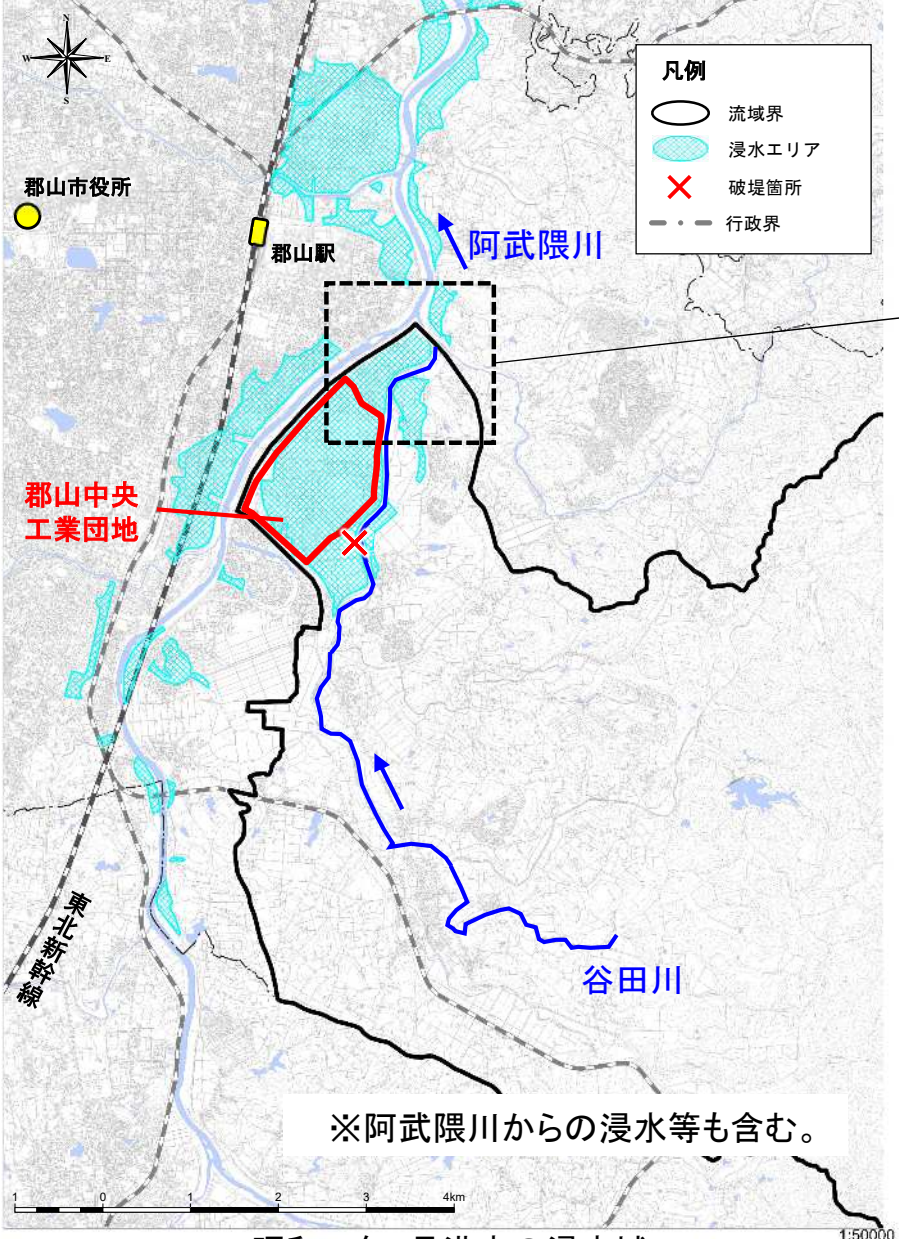
※発生要因等は、福島気象台の指導により加筆及び修正(朱書き箇所)

※令和元年東日本台風の被害件数は、阿武隈川右岸からの越水による浸水戸数も含む。

※( )書きは郡山市全体の被害

# 谷田川流域の近年の浸水被害の特徴(昭和61年8月洪水)

- 昭和61年8月に発生した台風10号は福島県において記録的な大雨をもたらした。
- 谷田川においては、堤防が決壊し、郡山市中央工業団地や一般住宅等が浸水した。
- 谷田川流域の浸水被害は、床下浸水76戸、床上浸水210戸となった。



昭和61年8月洪水の浸水域



昭和61年8月洪水 阿武隈川合流点付近

出典：阿武隈川洪水記録写真集

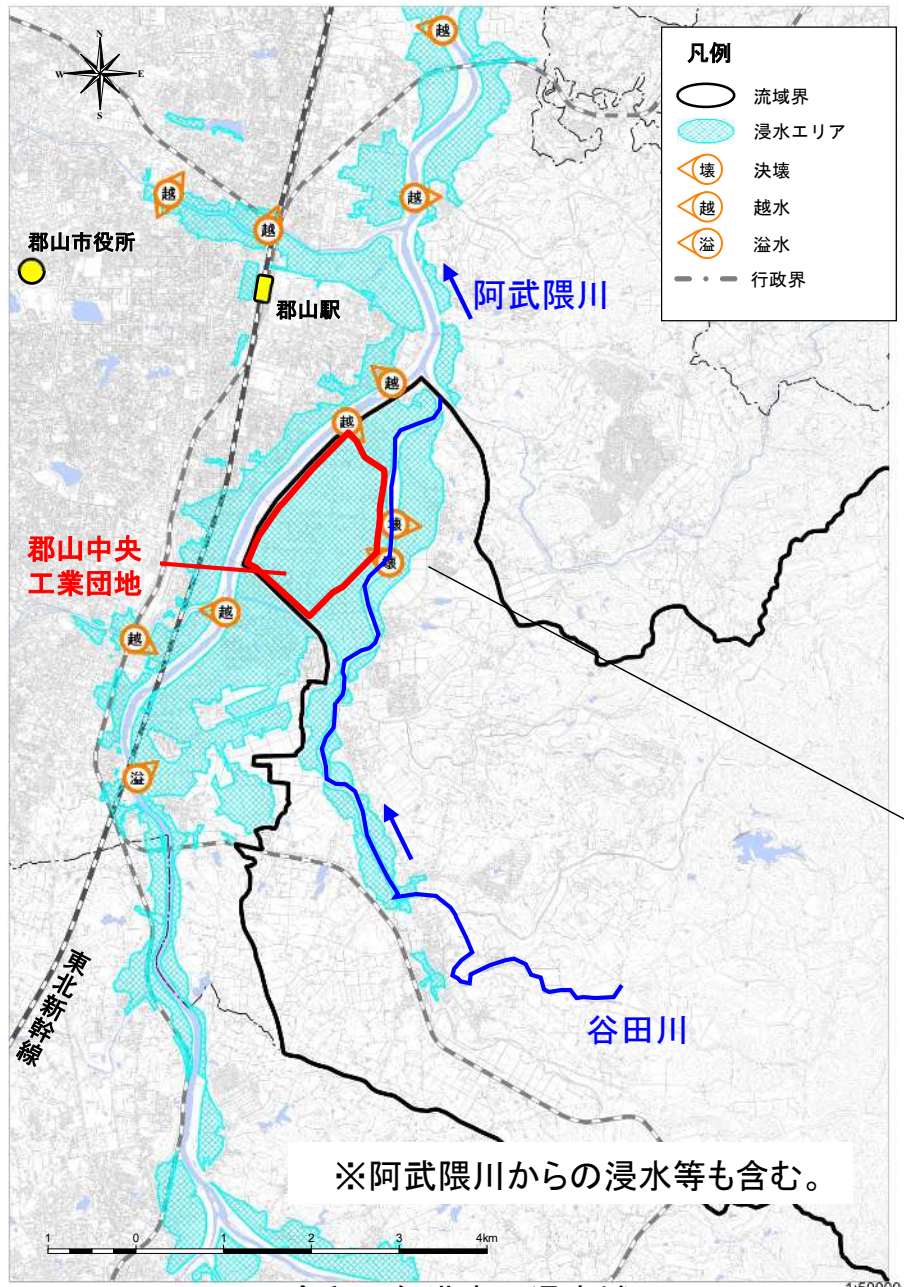


昭和61年8月洪水 郡山市中央工業団地の浸水状況

出典：災害記録誌 昭和61年8月4日～5日(逢瀬川・谷田川)

# 谷田川流域の近年の浸水被害の特徴(令和元年東日本台風)

- 令和元年東日本台風では、谷田川で左岸1箇所、右岸1箇所の2か所で堤防決壊が生じた。
- 阿武隈川本川からの越水氾濫が生じた。郡山中央工業団地を含む低平地では広範囲の浸水が生じた。



阿武隈川合流点付近  
(国土地理院撮影: 撮影日令和元年10月13日)



出典: 令和元年台風19号災害の概要 福島県県中建設事務所  
谷田川破堤箇所(2.5km左岸)

# 1. 逢瀬川流域の計画期間

- ・ 特定都市河川浸水被害対策法の施行通知においては、「効果を発現させるために必要な期間、概ね20～30年間程度を一つの目安とする」としている。

## 計画期間の考え方：河川、まちづくりの計画期間を勘案

- ・【河川】：河川整備計画の計画完了年まで、概ね10～30年である。
- ・【下水道】：下水道事業の計画完了年まで、概ね20年である。
- ・【まちづくり】：都市計画マスタープランの計画完了年まで、概ね5～15年である。

### 【河川】

- ・ 阿武隈川水系河川整備計画(大臣管理区間)はH18に策定しており、R7に変更済み。対象期間はR7から**概ね30年**。
- ・ 郡山圏域河川整備計画はH18に策定しており、対象期間はH18から**概ね30年**。

### 【まちづくり】

- ・ 県中都市計画区域マスタープランの目標年次はR22。
- ・ 郡山市都市計画マスタープランの目標年次はR12。

### 【下水道（雨水）】

- ・ 郡山市公共下水道雨水管理総合計画の目標年次はR25



計画期間を概ね30年と設定

## 2. 谷田川流域の計画期間

- ・ 特定都市河川浸水被害対策法の施行通知においては、「効果を発現させるために必要な期間、概ね20～30年間程度を一つの目安とする」としている。

### 計画期間の考え方：河川、まちづくりの計画期間を勘案

- ・【河川】：河川整備計画の計画完了年まで、概ね10～30年である。
- ・【下水道】：下水道事業の計画完了年まで、概ね20年である。
- ・【まちづくり】：都市計画マスタープランの計画完了年まで、概ね1～15年である。

#### 【河川】

- ・ 阿武隈川水系河川整備計画(大臣管理区間)はH18に策定しており、R7に変更済み。対象期間はR7から**概ね30年**。
- ・ 郡山圏域河川整備計画はH18に策定しており、対象期間はH18から**概ね30年**。

#### 【まちづくり】

- ・ 県中都市計画区域マスタープランの目標年次はR22
- ・ 郡山市都市計画マスタープランの目標年次はR12
- ・ 須賀川市都市計画マスタープランの目標年次はR12
- ・ 第5次平田村総合計画後期基本計画の目標年次はR7

#### 【下水道（雨水）】

- ・ 郡山市公共下水道雨水管理総合計画の目標年次はR25



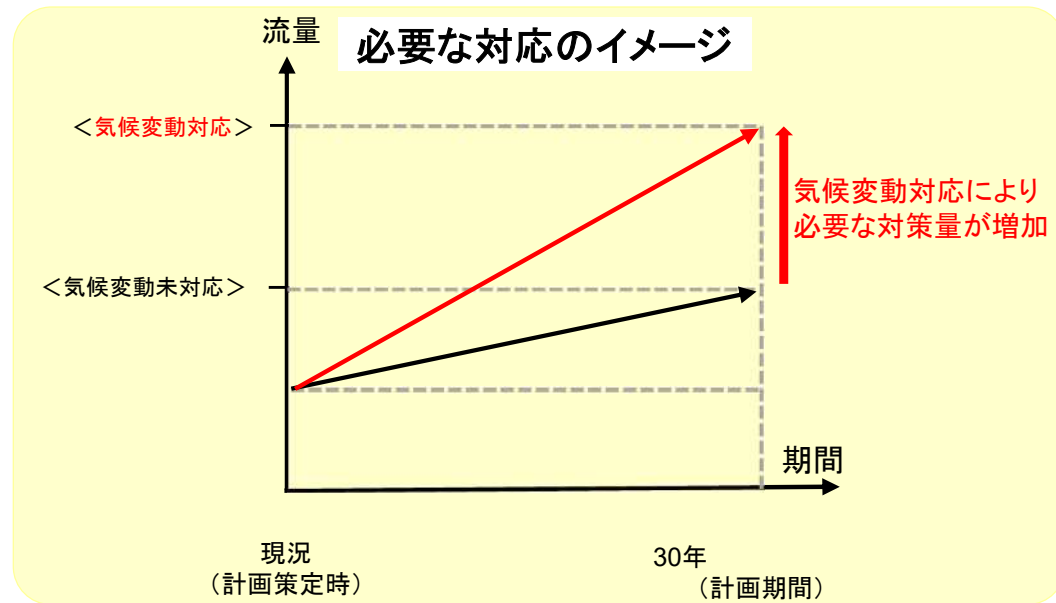
計画期間を概ね30年と設定

# 3. 逢瀬川流域の計画対象降雨

## 計画対象降雨の考え方：河川の整備計画、および浸水被害実績を勘案

- ①【既存の河川整備計画を考慮】
    - ・河川整備計画目標である①整備計画規模：S61.8洪水規模
  - ②【気候変動の影響を考慮した規模】
    - ・気候変動の影響を考慮した降雨（②気候変動の影響を考慮した規模：S61.8洪水規模×1.1）
  - ③【近年の浸水被害実績】
    - ・近年の浸水被害実績が最も大きく、地域住民に強く認識されている洪水③令和元年東日本台風
- ⇒ 上記①整備計画規模、②気候変動の影響を考慮した規模（①×1.1）、③令和元年東日本台風のうち、浸水面積の最も大きい②気候変動の影響を考慮した規模を計画降雨として設定したい。

No	ケース	24hr雨量	浸水解析結果	
			浸水面積	氾濫量
①	整備計画規模	167.6mm	227ha	94万m <sup>3</sup>
②	気候変動の影響を考慮規模 (整備計画規模×1.1)	184.4mm	279ha	120万m <sup>3</sup>
③	令和元年東日本	198.9mm	161ha	60万m <sup>3</sup>



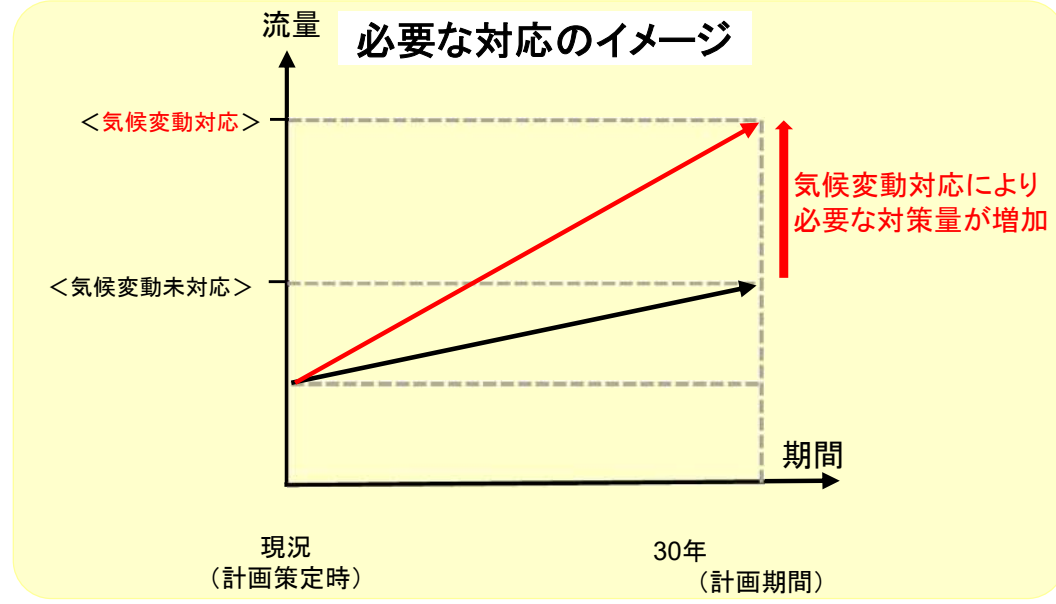
気候変動の影響を踏まえ、整備計画の目標雨量×1.1を目標とする  
 ⇒ 気候変動を考慮した規模の外力に対して、浸水被害の軽減を目指す。

# 4. 谷田川流域の計画対象降雨

## 計画対象降雨の考え方：河川の整備計画、および浸水被害実績を勘案

- ①【既存の河川整備計画を考慮】
    - ・河川整備計画目標である①整備計画規模：S61.8洪水規模
  - ②【気候変動の影響を考慮した規模】
    - ・気候変動の影響を考慮した降雨（②気候変動の影響を考慮した規模：S61.8洪水規模×1.1）
  - ③【近年の浸水被害実績】
    - ・近年の浸水被害実績が最も大きく、地域住民に強く認識されている洪水③令和元年東日本台風
- ⇒ 上記①整備計画規模、②気候変動の影響を考慮した規模（①×1.1）、③令和元年東日本台風のうち浸水面積の最も大きい②気候変動の影響を考慮した規模を計画降雨として設定したい。

No	ケース	24hr雨量	浸水解析結果	
			浸水面積	氾濫量
①	整備計画規模	159.2mm	258ha	147万m <sup>3</sup>
②	気候変動の影響を考慮規模 (整備計画規模×1.1)	175.1mm	293ha	198万m <sup>3</sup>
③	令和元年東日本	259.4mm	246ha	190万m <sup>3</sup>



気候変動の影響を踏まえ、整備計画の目標雨量×1.1を目標とする  
⇒ 気候変動を考慮した規模の外力に対して、浸水被害の軽減を目指す。

# 5-1. 流域水害対策計画で定める事項(法第4条第2項の規定)

- 流域水害対策計画は、特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項に基づき策定される法定計画である。
- 本計画に定める事項は同条同項第1号～第14号に規定されており、逢瀬川、谷田川流域水害対策計画もこれに準拠して策定する。
- 本計画の各事項における検討主体は下図に示す通りであり、それぞれの主体が果たすべき具体的な役割や検討範囲を明確化する。

## 流域水害対策計画に記載する事項 (法第4条第2項)



<流域水害対策計画に定める事項と検討主体の関係>

# 5-2. 流域水害対策計画(素案)の構成

- ・ 逢瀬川、谷田川流域水害対策計画の構成は、他流域の流域水害対策計画と同様に、①特定都市河川流域の現状と課題、②特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項に基づく流域水害対策計画に定める事項の構成とした。

## 〈逢瀬川流域水害対策計画(素案)〉

### 目次

①特定都市河川流域の現状と課題

②法第4条第2項に基づき流域水害対策計画に定める事項

第1章 特定都市河川流域の現状と課題.....	1
第1節 特定都市河川流域と特定都市河川、特定都市流域内の下水道の概要.....	1
第1項 特定都市河川流域の概要.....	1
第2項 特定都市河川の概要.....	5
第3項 特定都市河川流域内の下水道の概要.....	6
第2節 過去の浸水被害の状況.....	8
第3節 治水計画の沿革と現状の課題.....	15
第1項 治水対策の沿革.....	15
第2項 現状の課題.....	16
第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針.....	17
第1節 基本的な考え方.....	17
第2節 計画期間.....	20
第3節 計画対象区域.....	21
第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨.....	22
第3章 都市浸水想定.....	23
第4章 特定都市河川の整備に関する事項.....	25
第1節 県が行う河川の整備.....	26
第2節 市が行う河川の整備.....	26
第5章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項.....	27
第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項.....	28
第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項.....	31
第1節 基本的な考え方.....	31

第2節 雨水貯留浸透施設.....	32
第3節 ため池の治水活用.....	34
第4節 水田貯留(「田んぼダム」の取組).....	35
第5節 既存の雨水貯留浸透施設等や保水・遊水機能を有する土地の保全.....	38
第6節 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可等.....	39
第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項.....	40
第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項.....	41
第1節 基本的な事項.....	41
第2節 連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知.....	43
第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項.....	44
第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針.....	46
第1節 貯留機能保全区域の指定の方針.....	46
第2節 浸水被害防止区域の指定の方針.....	48
第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項.....	49
第1節 リスクコミュニケーションの充実.....	49
第2節 洪水時及び災害発生時の情報収集・伝達.....	52
第3節 大規模氾濫に関する減災対策.....	56
第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項.....	57
第1節 阿武隈川(合流先河川)の河川整備.....	57
第2節 浸水区域における建築物の浸水対策・耐水化.....	59
第3節 浸水被害の早期解消対策.....	61
第4節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応.....	63
第5節 流域水害対策計画の計画管理.....	64

# 第2章 特定都市河川における浸水被害対策の基本方針 <基本的な考え方> (逢瀬川流域)

- 逢瀬川流域の現状と課題を踏まえ、都市浸水による被害の防止または軽減に向けた、浸水被害対策の基本的な考え方を整理した。

## <基本的な考え方>

### 流域一帯で総合的かつ多層的な浸水被害対策

(具体的には)

- 現行の河川整備計画で目標とする降雨に気候変動の影響を考慮した規模の降雨を「都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)」として設定。
- 河川、下水道の整備などの流域対策の一層の推進
- 河川整備、下水道整備等の内水対策、雨水貯留浸透施設等の流域対策の推進や土地利用規制等を活用。

### 目指すべきところ

- 堤防決壊による壊滅的な被害の回避
- 一部に残る浸水が想定される区域における浸水被害の早期解消
- 浸水被害の軽減

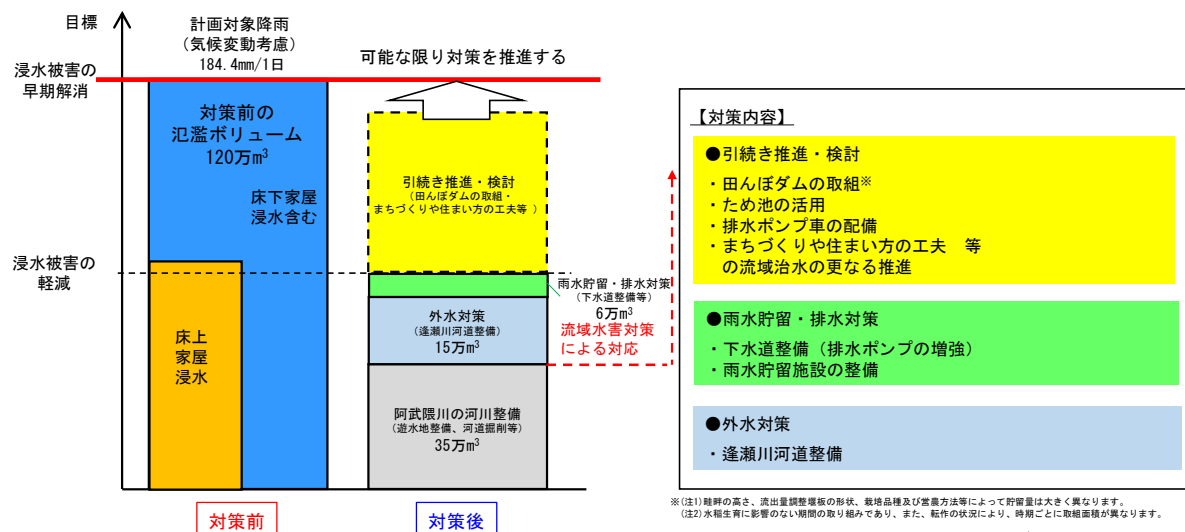
### 浸水被害対策の実施では

- ハード・ソフトの両面において、地域特性や土地利用の状況へ配慮し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを推進
- 河川及び下水道管理者、地方公共団体、河川協力団体、地域住民等との連携した取組

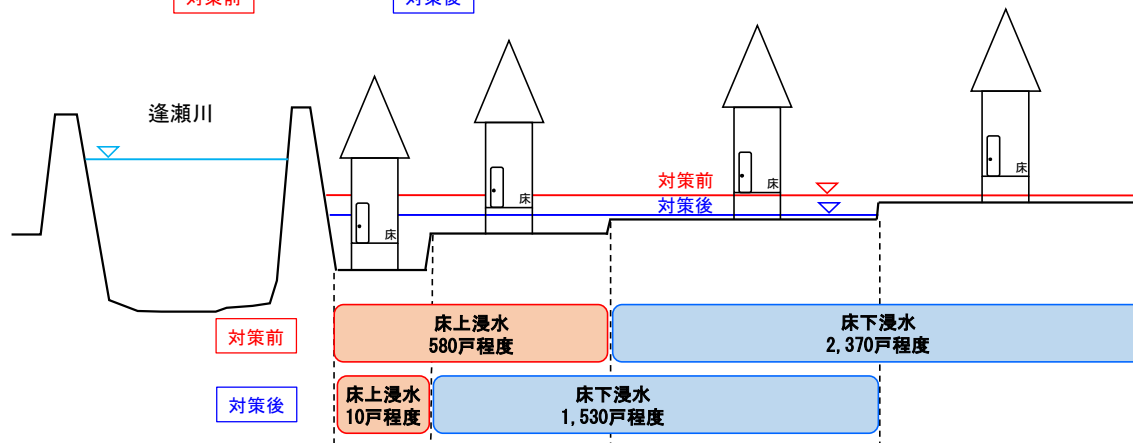


流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況や地形特性等を踏まえ、計画対象降雨に対して以下の3つの視点から総合的かつ多層的な対策を講じる。

- 「① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策」
- 「② 被害対象を減少させるための対策」
- 「③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策」



※(注1) 睡料の高さ、流出量調整堰板の形状、睡料品種及び敷設方法等によって貯留量は大きく異なります。  
(注2) 水稲生育に影響のない期間の取り組みであり、また、転作の状況により、時期ごとに取組面積が異なります。



※ 浸水戸数及び浸水ボリュームは、シミュレーションにより予測した都市浸水想定区域に基づき算出したもの。なお、シミュレーションは地形情報等を基に浸水想定を行う簡易的な手法を用いているため、内水の浸水リスクは大きくなる傾向がある。また、浸水戸数の計上では住家のみを対象としている。

## <浸水被害対策の基本的な考え方 (逢瀬川流域) >

# 第2章 特定都市河川における浸水被害対策の基本方針 <基本的な考え方> (谷田川流域)

・ 谷田川流域の現状と課題を踏まえ、都市浸水による被害の防止または軽減に向けた、浸水被害対策の基本的な考え方を整理した。

## <基本的な考え方>

### 流域一帯で総合的かつ多層的な浸水被害対策

(具体的には)

- 現行の河川整備計画で目標とする降雨に気候変動の影響を考慮した規模の降雨を「都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)」として設定。
- 河川、下水道の整備などの流域対策の一層の推進
- 河川整備、下水道整備等の内水対策、雨水貯留浸透施設等の流域対策の推進や土地利用規制等を活用。

### 目指すべきところ

- 堤防決壊による壊滅的な被害の回避
- 一部に残る浸水が想定される区域における浸水被害の早期解消
- 浸水被害の軽減

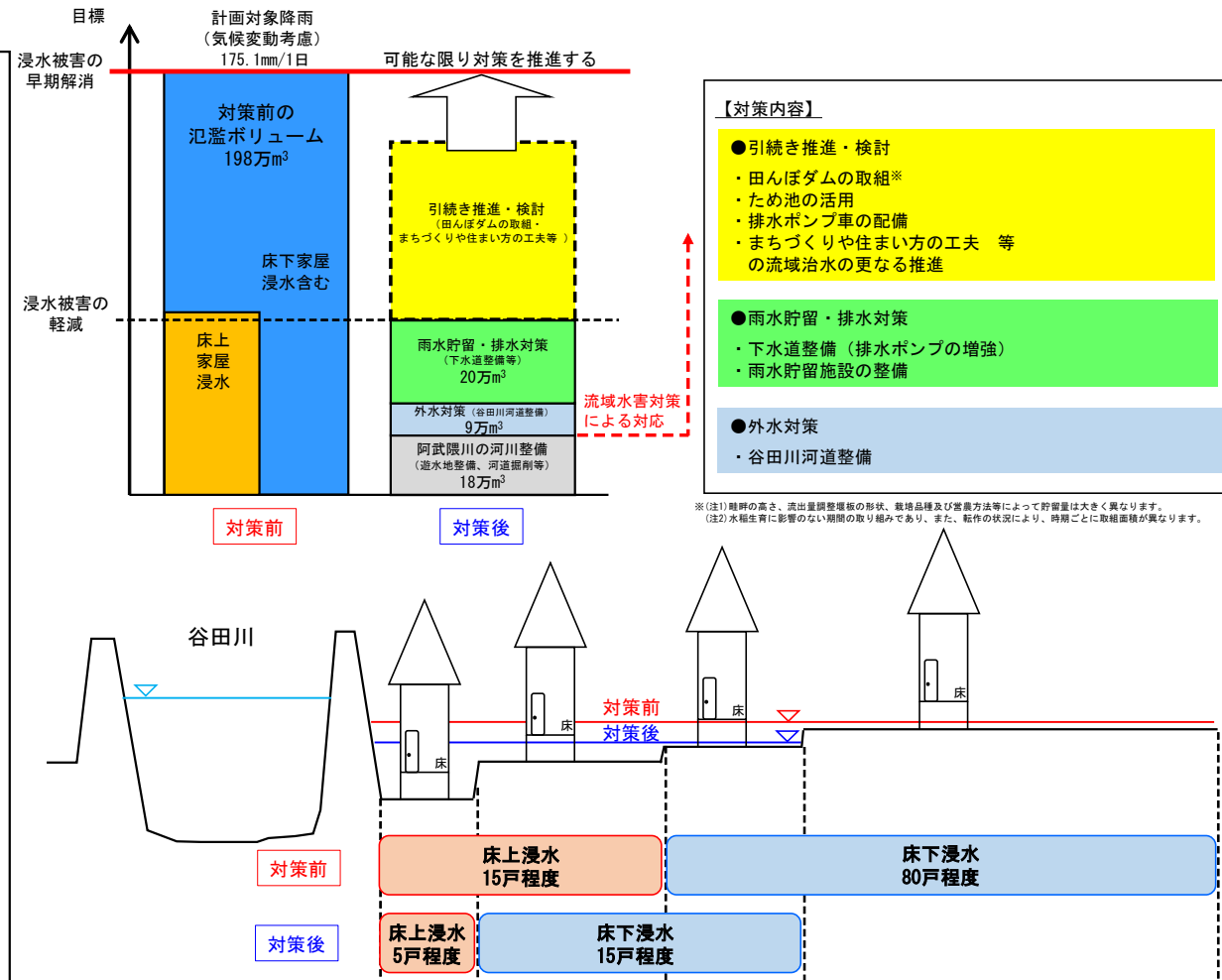
### 浸水被害対策の実施では

- ハード・ソフトの両面において、地域特性や土地利用の状況へ配慮し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを推進
- 河川及び下水道管理者、地方公共団体、河川協力団体、地域住民等との連携した取組



流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況や地形特性等を踏まえ、計画対象降雨に対して以下の3つの視点から総合的かつ多層的な対策を講じる。

- 「① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策」
- 「② 被害対象を減少させるための対策」
- 「③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策」



※ 浸水戸数及び浸水ボリュームは、シミュレーションにより予測した都市浸水想定区域に基づき算出したもの。なお、シミュレーションは地形情報等を基に浸水想定を行う簡易的な手法を用いているため、内水の浸水リスクは大きくなる傾向がある。また、浸水戸数の計上では住家のみを対象としている。

第3章 都市浸水想定(逢瀬川流域)

- 流域水害対策計画の対象降雨（昭和61年8月洪水規模に気候変動の影響を考慮したもの）が生じた場合に、洪水（外水氾濫）または雨水出水（内水氾濫）による浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。
- また、現況（＝都市浸水想定区域）のほか、ハード整備後実施後における都市浸水想定区域図を記載した。



<逢瀬川流域における都市浸水想定（現況（R5.3末））>

※都市浸水想定：計画対象降雨が発生した場合に、洪水（外水浸水）または雨水出水（内水浸水）による浸水が想定される区域と、浸水した場合に想定される水深を示すもの

### 第3章 都市浸水想定(逢瀬川流域)



< (参考) ハード整備※1実施後の浸水想定区域図 >

※1流域水害対策計画の流域分担計画に基づいた整備  
(阿武隈川、逢瀬川及び下水道整備後)

## 第3章 都市浸水想定(逢瀬川流域)

表 都市浸水想定における浸水戸数、浸水面積、計算条件

		都市浸水想定	ハード整備※ <sup>1</sup> 実施後の浸水想定区域図(参考)
浸水戸数※ <sup>2</sup> (戸)	床上	580戸程度	10戸程度
	床下	2,370戸程度	1,530戸程度
	合計	2,950戸程度	1,540戸程度
浸水面積※ <sup>2</sup> (ha)		279	166
計算条件	河道	・ 現況河道(R4年度)	・ 整備後河道
	流域対策	・ 現況ポンプ場 ・ 雨水貯留施設	・ 計画ポンプ場 ・ 雨水貯留施設

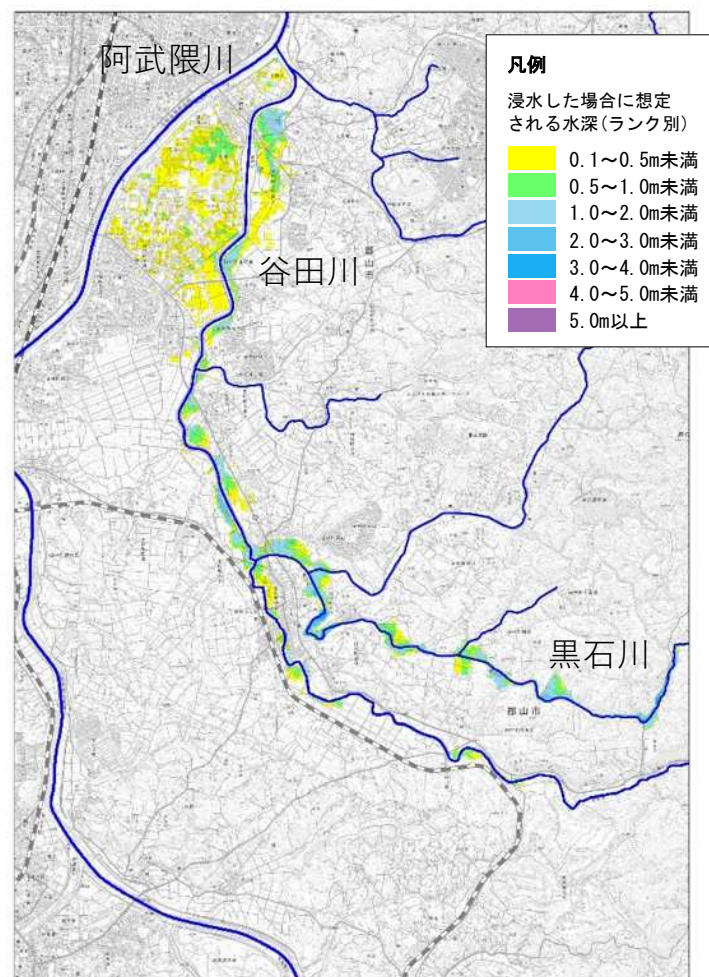
※<sup>1</sup> 流域水害対策計画の流域分担計画に基づいた整備

※<sup>2</sup> 浸水戸数及び浸水面積は、シミュレーションにより予測した都市浸水想定に基づき算出したもの。

なお、シミュレーションは地形情報等を基に浸水想定を行う簡易的な手法を用いているため、内水の浸水リスクは大きくなる傾向がある。  
また、浸水戸数の計上では住家のみを対象としている。

## 第3章 都市浸水想定(谷田川)

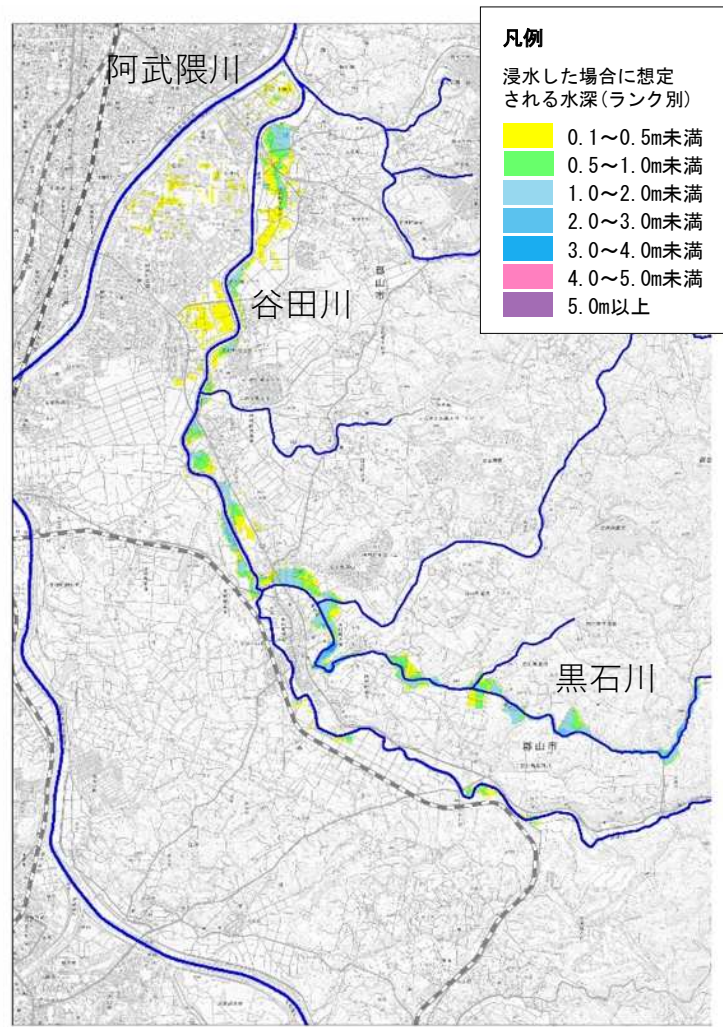
- 流域水害対策計画の対象降雨（昭和61年8月洪水規模に気候変動の影響を考慮したもの）が生じた場合に、洪水（外水氾濫）または雨水出水（内水氾濫）による浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。
- また、現況（＝都市浸水想定区域）のほか、ハード整備後実施後における都市浸水想定区域図を記載した。



<谷田川流域における都市浸水想定（現況（R5.3末））>

※都市浸水想定：計画対象降雨が発生した場合に、洪水（外水浸水）または雨水出水（内水浸水）による浸水が想定される区域と、浸水した場合に想定される水深を示すもの

### 第3章 都市浸水想定(谷田川)



< (参考) ハード整備※1実施後の浸水想定区域図 >

※1 流域水害対策計画の流域分担計画に基づいた整備  
(阿武隈川、谷田川及び下水道整備後)

## 第3章 都市浸水想定(谷田川)

表 都市浸水想定における浸水戸数、浸水面積、計算条件

		都市浸水想定	ハード整備※1実施後の浸水想定区域図(参考)
浸水戸数※2 (戸)	床上	15戸程度	5戸程度
	床下	80戸程度	15戸程度
	合計	95戸程度	20戸程度
浸水面積※2 (ha)		293	187
計算条件	河道	・ 現況河道(R4年度)	・ 整備後河道
	流域対策	・ 現況排水機場	・ 計画排水機場 ・ 雨水貯留施設

※1 流域水害対策計画の流域分担計画に基づいた整備

※2 浸水戸数及び浸水面積は、シミュレーションにより予測した都市浸水想定区域に基づき算出したもの。

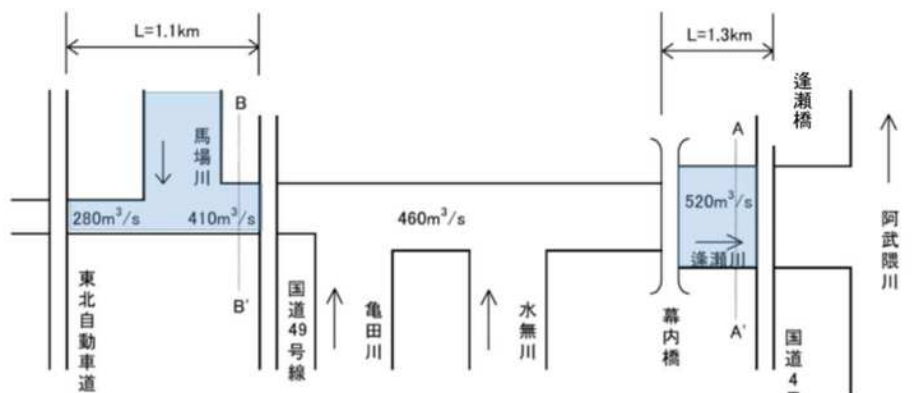
なお、シミュレーションは地形情報等を基に浸水想定を行う簡易的な手法を用いているため、内水の浸水リスクは大きくなる傾向がある。また、浸水戸数の計上では住家のみを対象としている。

## 第4章 特定都市河川の整備に関する事項

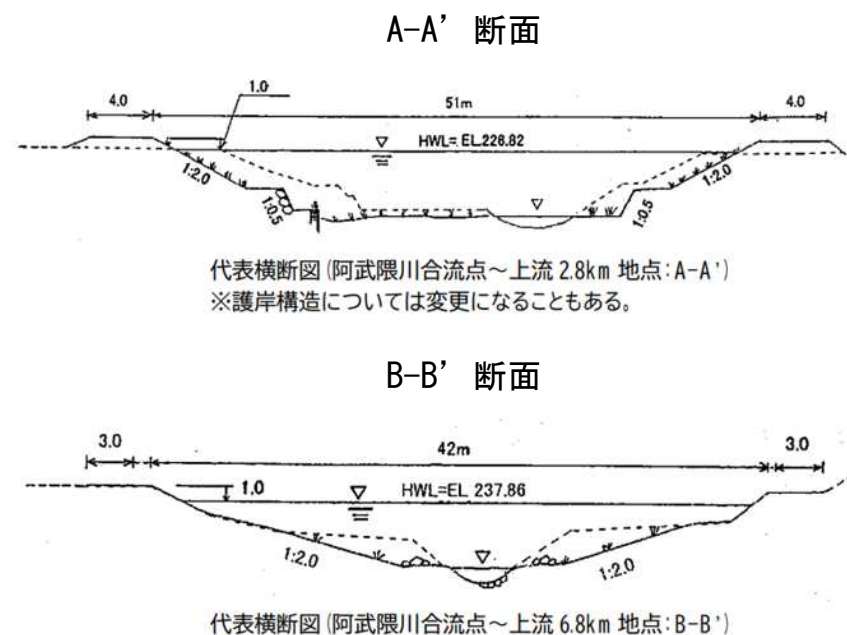
- 河川整備計画に定める河川の整備の実施に関する事項と整合するように、特定都市河川（県河川）における目標流量等の基本的な諸元や河川の整備内容を定めた。
- また、特定都市河川が接続する河川（例：特定都市河川指定をしていない準用河川など）の河川管理者による整備の内容を定めた。

## ○ 県が行う河川の整備

- 「一級河川阿武隈川水系郡山圏域河川整備計画」に基づく河川改修の実施
- 堤防・護岸等の河川管理施設の老朽化対策等、河川の適切な維持管理の実施
- 逢瀬川沿川の土地の遊水・貯留機能により、本計画で定めた雨量「184.4mm/1日（気候変動を考慮した規模）」に対して現河川整備計画の河川断面で被害を軽減することが可能



< 目標流量等の基本的な諸元（逢瀬川p5） >



## ○ 市が行う河川の整備

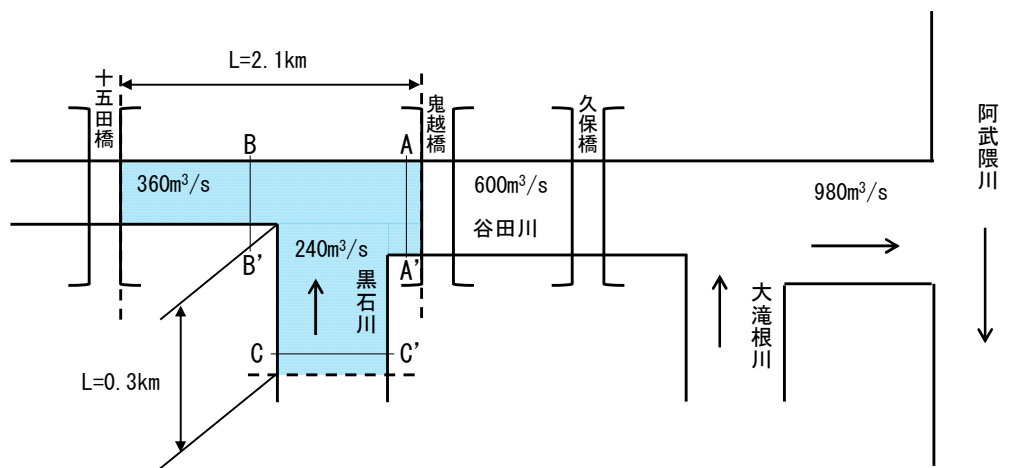
- 必要に応じて、伐木、浚渫、河道掘削等の維持管理を行う

### 第4章 特定都市河川の整備に関する事項

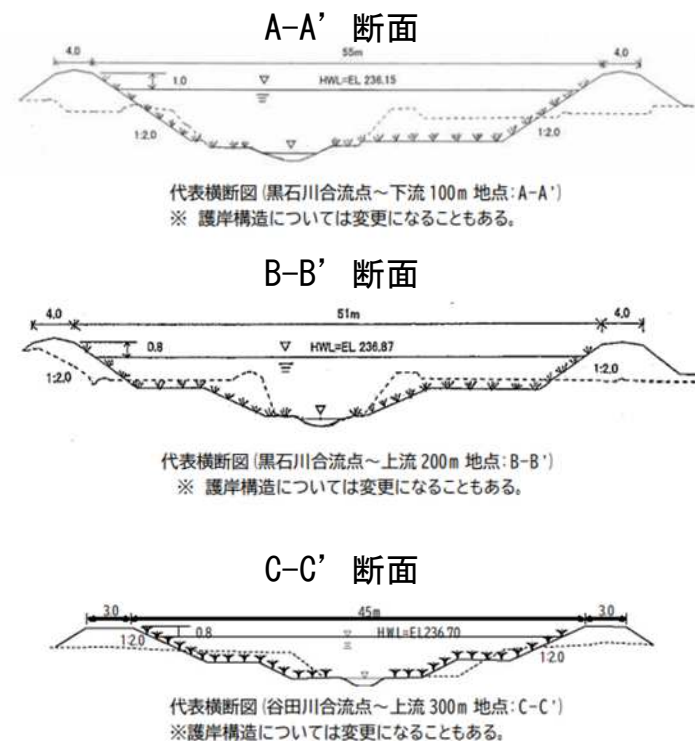
- 河川整備計画に定める河川の整備の実施に関する事項と整合するように、特定都市河川（県河川）における目標流量等の基本的な諸元や河川の整備内容を定めた。
- また、特定都市河川が接続する河川（例：特定都市河川指定をしていない準用河川など）の河川管理者による整備の内容を定めた。

#### ○ 県が行う河川の整備

- 「一級河川阿武隈川水系郡山圏域河川整備計画」に基づく河川改修の実施
- 堤防・護岸等の河川管理施設の老朽化対策等、河川の適切な維持管理の実施
- 黒石川沿川の土地の遊水・貯留機能により、本計画で定めた雨量「175.1mm/1日（気候変動を考慮した規模）」に対して現河川整備計画の河川断面で被害を軽減することが可能



<目標流量等の基本的な諸元（谷田川） p24>



#### ○ 市が行う河川の整備

- 必要に応じて、伐木、浚渫、河道掘削等の維持管理を行う

## 第5章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項

- 特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備※については、現時点では予定していないことから、今後、必要に応じて検討を行うこととした。

※森林の造成・整備は含まれない。

また、洪水時以外には農用地として利用する形態の雨水貯留浸透施設の設置は、適切な用地がない場合その他のやむを得ない場合に限ること

第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項

- ・ 雨水出水による浸水被害の防止のための排水区ごとの河川への放流量及び雨水貯留浸透量について定めた。
- ・ 特定都市下水道の整備は、雨水管理総合計画に定める事項と整合するよう定めた。

＜排水区域ごとの排水能力及び雨水貯留能力＞  
逢瀬川流域

No.	河川	排水区名	排水区面積 (ha)	雨水管排水能力		ポンプ場排水能力		雨水貯留能力			
				整備前 (R04年度末) (m³/s)	整備後 (m³/s)	整備前 (R04年度末) (m³/s)	整備後 (m³/s)	整備前 (R04年度末)		整備後	
								施設名	(m³)	施設名	(m³)
1	逢瀬川	東部第三排水区	180.0	10.23	20.46	10.23	21.19	-	-	-	-
2		東部第四排水区	61.5	9.24	9.24	-	-	-	-	-	-
3		東部第五排水区	9.0	-	-	0.25	0.32	-	-	-	-
4		中部第一排水区	129.2	3.92	3.92	3.65	4.70	図景貯留管	5,371	図景貯留管	5,371
5		中部第二排水区	62.4	2.22	2.22	1.76	2.27	麓山調整池	1,592	麓山調整池	1,592
6		北部第二排水区	38.0	1.60	1.60	1.07	1.38	赤木貯留管	9,160	赤木貯留管	9,160
7		北部第三排水区	35.2	1.80	1.80	0.99	1.28	麓山調整池	608	麓山調整池	608
8		大島排水区	93.0	9.66	9.66	-	-	-	-	-	-
9		開成山排水区	382.0	39.35	39.35	-	-	-	-	-	-
10		島排水区	47.0	13.98	13.98	-	-	-	-	-	-
11		大槻川左岸排水区	219.7	9.93	9.93	-	-	-	-	-	-
12		大槻川右岸排水区	150.0	7.33	7.33	-	-	-	-	-	-
13		亀田川左岸排水区	169.1	5.88	5.88	-	-	-	-	-	-
14		亀田川右岸排水区	286.3	5.93	5.93	-	-	-	-	-	-
15		大十内排水区	126.1	13.04	13.04	-	-	-	-	-	-
16		梅田排水区	32.7	4.46	4.46	4.50	4.50	-	-	-	-
17		富久山排水区	57.4	8.52	8.52	-	-	-	-	-	-
18		北向第一排水区	73.0	11.75	11.75	-	-	-	-	-	-
19		北向第二排水区	17.4	5.04	5.04	-	-	-	-	-	-
20		北向第三排水区	43.1	4.02	4.02	-	-	-	-	-	-
21		日吉排水区	186.0	22.20	22.20	-	-	-	-	-	-
22		富田第一排水区	18.6	7.34	7.34	-	-	-	-	-	-
23		富田第二排水区	132.2	16.93	16.93	-	-	-	-	-	-
24		馬場川排水区	66.2	3.02	3.02	-	-	-	-	-	-

＜雨水管理総合計画で取り組む段階的対策＞

※赤枠：逢瀬川流域内

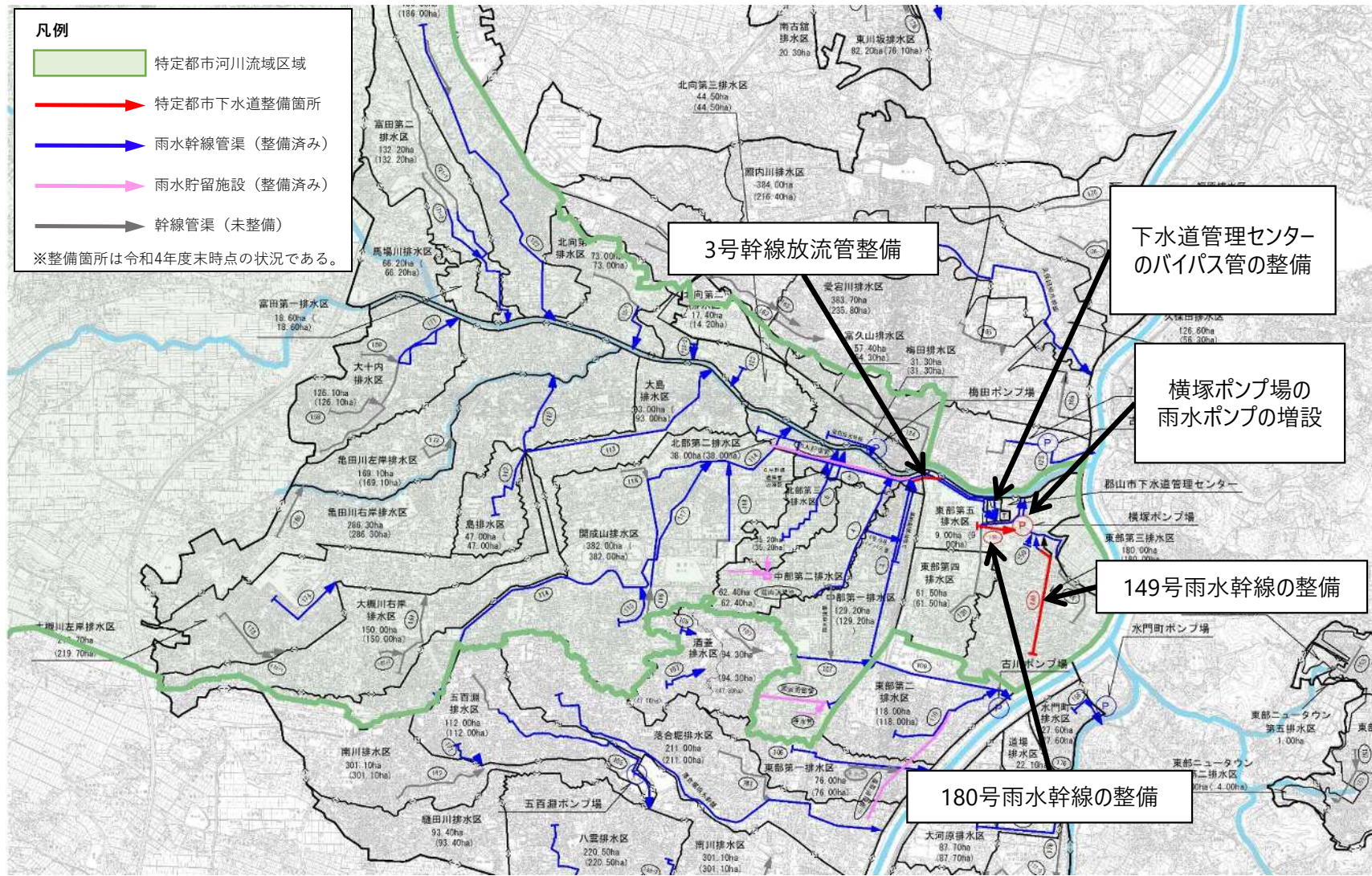
No.	排水区・地区		ハード整備		段階的な整備スケジュール	
	区分	検討内容・整備内容	目的	当面 <sup>注1)</sup> (概ね5年)	中・長期 <sup>注2)</sup> (概ね10~20年)	
1	郡山駅前地区	重点地区	土地区画整理事業に合わせた雨水管の整備	排水能力の向上	○	
2	郡山駅前地区	重点地区	3号幹線放流管	下水道管理センター（雨水ポンプ）へ導水し、河川水位上昇時に強制排水することで浸水を軽減	○	
3	大河原地区	重点地区	133号雨水幹線の整備	既設雨水管の新設・改修による排水能力の向上	○	
4	大河原地区	重点地区	枝線管渠の整備	既設雨水管の新設・改修による排水能力の向上	○	
5	東部幹線地区	重点地区	小原田導水管の整備	雨水貯留施設への集水効率の向上	○	
6	静御前通り地区	重点地区	雨水貯留施設への導水管の整備	雨水貯留施設への集水効率の向上	○	
7	東部第三排水区	一般地区(高)	149号雨水幹線の整備	内環状線の道路整備に合わせた排水能力の向上	○	○
8	東部第三排水区	一般地区(高)	180号雨水幹線の整備	雨水管の新設による横塚ポンプ場への導水により、低地部の浸水を軽減	○	○
9	笹川排水区	一般地区(高)	175号雨水幹線の整備	既設雨水管の改修による排水能力の向上	○	
10	大河原排水区	一般地区(高)	石塚樋門・ポンプゲートの整備	石塚樋門の整備による排水能力の向上および河川水位上昇時の強制排水（ポンプ排水）能力の強化	○	
11	局所的な浸水が発生している排水区	一般地区(高)	浸水原因の埤認	下水道事業による浸水対策実施の必要性や他事業との連携による対策の可否の検討	○	
12	局所的な浸水が発生している排水区	一般地区(低)	浸水被害に関する情報の整理・蓄積	計画見直しのために必要となる情報の蓄積	○	

注1)「当面(概ね5年)」とは令和10(2028)年度までを指します。  
注2)「中・長期期(概ね10~20年)」とは令和15(2033)年度から令和25(2043)年度を指します。

6. 逢瀬川、谷田川流域水害対策計画に定める事項の概要

第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項

- 雨水出水による浸水被害の防止のための排水区ごとの河川への放流量及び雨水貯留浸透量について定めた。
- 特定都市下水道の整備は、雨水管理総合計画に定める事項と整合するよう定めた。



特定都市下水道整備位置図（逢瀬川流域）

第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項

- ・ 雨水出水による浸水被害の防止のための排水区ごとの河川への放流量及び雨水貯留浸透量について定めた。
- ・ 特定都市下水道の整備は、雨水管理総合計画に定める事項と整合するよう定めた。

<雨水管理総合計画で取り組む段階的対策>

※赤枠：谷田川流域内

<排水区域ごとの排水能力及び雨水貯留能力>  
谷田川流域

No.	河川	排水区名	排水区面積 (ha)	雨水管排水能力		ポンプ場排水能力		雨水貯留能力			
				整備前 (R04年度末) (m³/s)	整備後 (m³/s)	整備前 (R04年度末) (m³/s)	整備後	整備前 (R04年度末)		整備後	
								施設名	(m³)		施設名
1	谷田川	水門町排水区	27.6	4.97	4.97	5.07	5.07	-	-	-	-
2		道場排水区	22.1	4.48	4.48	-	6.00	-	-	-	-
3		大河原排水区	87.7	13.40	13.40	-	6.00	-	-	石塚貯留管	2,680
4		下河原排水区	112.0	16.67	16.67	-	26.05	-	-	-	-
5		河原排水区	8.6	9.38	9.38	-	-	-	-	-	-

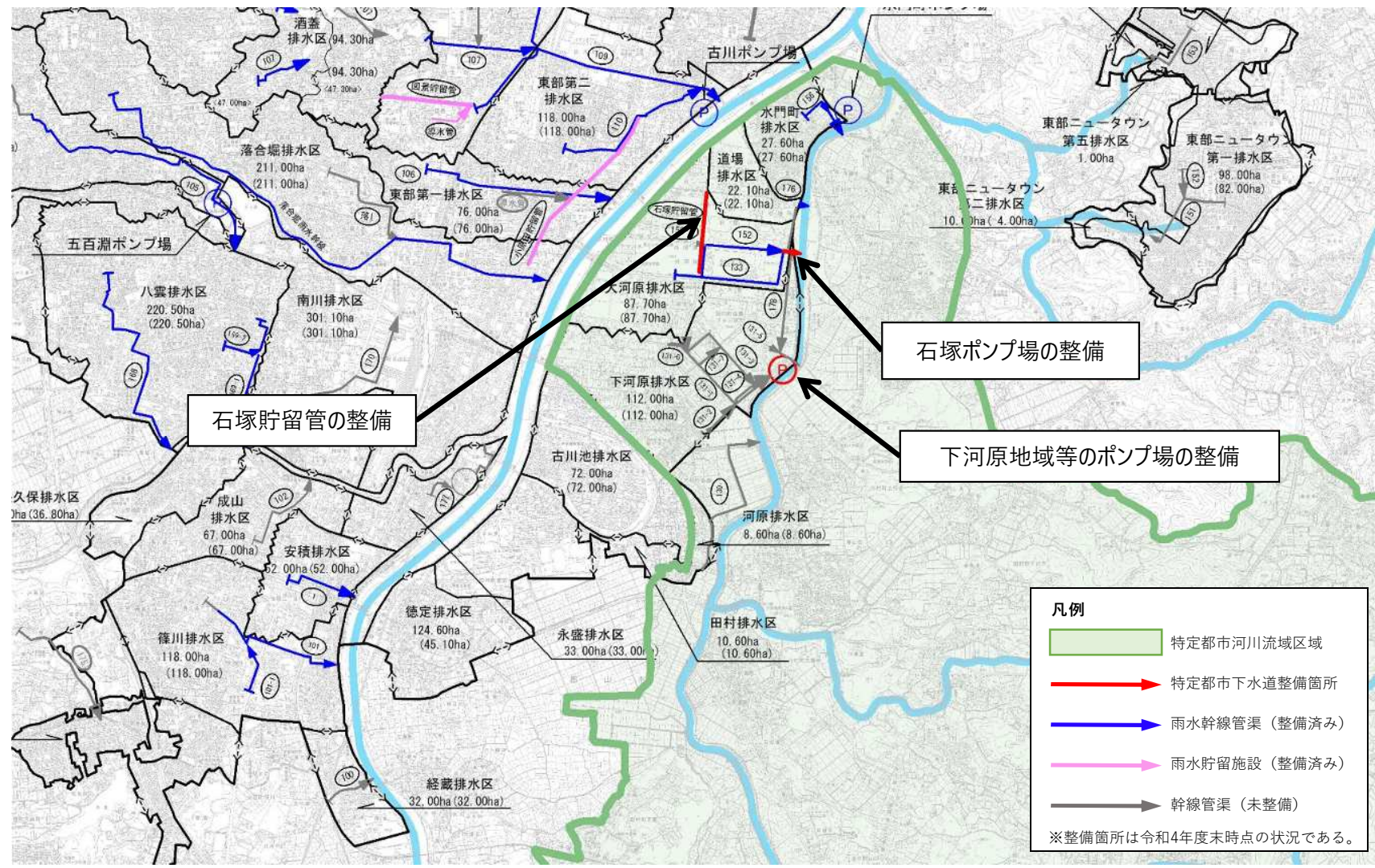
No.	排水区・地区		検討内容・整備内容	ハード整備	段階的な整備スケジュール	
	区分	目的			当面 <sup>注1)</sup> (概ね5年)	中・長期 <sup>注2)</sup> (概ね10~20年)
1	郡山駅前地区	重点地区	土地区画整理事業に合わせた雨水管の整備	排水能力の向上	○	○
2	郡山駅前地区	重点地区	3号幹線放流管	下水道管理センター(雨水ポンプ)へ導水し、河川水位上昇時に強制排水することで浸水を軽減	○	○
3	大河原地区	重点地区	133号雨水幹線の整備	既設雨水管の新設・改修による排水能力の向上	○	○
4	大河原地区	重点地区	枝線管渠の整備	既設雨水管の新設・改修による排水能力の向上	○	○
5	東部幹線地区	重点地区	小原田導水管の整備	雨水貯留施設への集水効率の向上	○	○
6	静御前通り地区	重点地区	雨水貯留施設への導水管の整備	雨水貯留施設への集水効率の向上	○	○
7	東部第三排水区	一般地区(高)	149号雨水幹線の整備	内環状線の道路整備に合わせた排水能力の向上	○	○
8	東部第三排水区	一般地区(高)	180号雨水幹線の整備	雨水管の新設による横塚ポンプ場への導水により、低地部の浸水を軽減	○	○
9	笹川排水区	一般地区(高)	175号雨水幹線の整備	既設雨水管の改修による排水能力の向上	○	○
10	大河原排水区	一般地区(高)	石塚樋門・ポンプゲートの整備	石塚樋門の整備による排水能力の向上および河川水位上昇時の強制排水(ポンプ排水)能力の強化	○	○
11	局所的な浸水が発生している排水区	一般地区(高)	浸水原因の俵認	下水道事業による浸水対策実施の必要性や他事業との連携による対策の可否の検討	○	○
12	局所的な浸水が発生している排水区	一般地区(低)	浸水被害に関する情報の整理・蓄積	計画見直しのために必要となる情報の蓄積	○	○

注1)「当面(概ね5年)」とは令和10(2028)年度までを指します。  
注2)「中・長期間(概ね10~20年)」とは令和15(2033)年度から令和25(2043)年度を指します。

6. 逢瀬川、谷田川流域水害対策計画に定める事項の概要

第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項

- 雨水出水による浸水被害の防止のための排水区ごとの河川への放流量及び雨水貯留浸透量について定めた。
- 特定都市下水道の整備は、雨水管理総合計画に定める事項と整合するよう定めた。



特定都市下水道整備位置図 (谷田川流域)

## 第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備 その他の浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

- 地方公共団体及び民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備の目標量等を定めた。また、流域内の住民による各戸貯留等を促進する等、流域一体となって雨水貯留浸透施設の整備を促進していくことを定めた。
- ため池の治水活用については、現時点では想定されていないものの、将来に備え、必要に応じて検討するものとした。
- 水田貯留（「田んぼダム」）の取組については、実施箇所や取組量を定めず、農業者の理解・協力が得られるよう努めていくものとした。

### ○ 公共による雨水貯留浸透施設の整備（第2節（1））

- 雨水貯留浸透施設の整備に努める
- 国・県・市有地を活用した雨水貯留浸透施設等の整備を必要に応じて検討

### <逢瀬川流域における雨水貯留浸透施設の整備p32>

地区名	施設名	貯留量 (m <sup>3</sup> )
桑野	桑野調整池 (仮称)	5,700
柏山町	柏山調整池 (仮称)	1,100
大槻町字六角	六角調整池 (仮称)	1,600

### ○ 民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備（第2節（2））

- 支援制度の周知活動に取り組み、住民等による流出抑制の取組を推進。
- 個人住宅等に設置する雨水貯留タンク、雨水浸透枳、浄化槽の雨水貯留施設への転用などの各戸貯留を促進するため、自治体による支援制度の周知活動や住民等による流出抑制の取組を推進。



雨水活用補助金（浄化槽転用・雨水浸透枳・雨水貯留タンク）の概要（郡山市）

## 第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備 その他の浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

- 地方公共団体及び民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備の目標量等を定めた。また、流域内の住民による各戸貯留等を促進する等、流域一体となって雨水貯留浸透施設の整備を促進していくことを定めた。
- ため池の治水活用については、現時点では想定されていないものの、将来に備え、必要に応じて検討するものとした。
- 水田貯留（「田んぼダム」）の取組については、実施箇所や取組量を定めず、農業者の理解・協力が得られるよう努めていくものとした。

### ○ ため池の治水活用（第3節）

- ため池の治水活用（事前放流等）を必要に応じて検討

※ため池の治水活用にあたっては、ため池の利水容量を確保して営農に支障が生じないように配慮するとともに、整備にあたっては農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。

### ○ 水田貯留（「田んぼダム」）の取組（第4節）

- 排水量を調整する水田の活用（「田んぼダム」）を推進

※ほ場の整備や水路改修等といった農業振興につながる施策との連携に努めるほか、効果等について流域内で共有を図り、農業者の理解・協力が得られるよう努める。

### ○ 既存の雨水貯留浸透施設等や保水・遊水機能を有する土地の保全（第5節）

- 森林・緑地・農地の保全や開発抑制などの協力要請を積極的に実施
- 上流域の森林において、計画的な森林整備を推進するとともに治山事業を実施

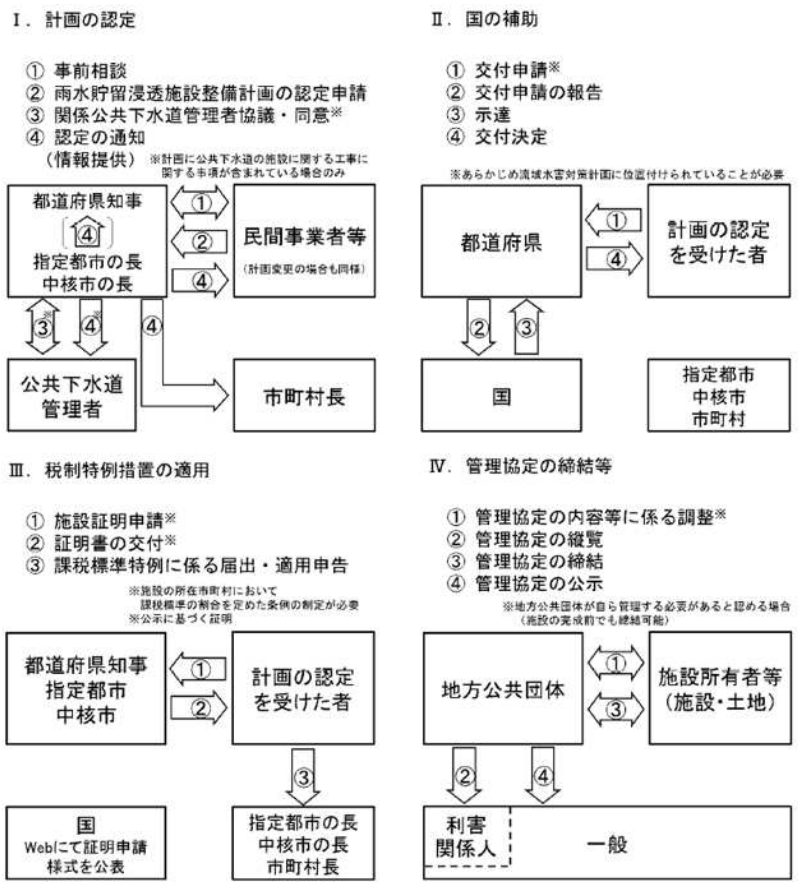
### ○ 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可等

### ＜水田の活用（「田んぼダム」）の仕組み＞



# 第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

- 民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項を定めた。
- 雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする民間事業者等（地方公共団体を除く）は、特定都市河川浸水被害対策法の基準に適合する場合に、雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画（「雨水貯留浸透施設整備計画」）を作成し、認定の申請をすることが可能。
- **計画の認定を受けた施設は、国及び地方公共団体による設置費用の補助、固定資産税の減税及び管理協定制度の対象**
- 認定権者（郡山市）及び福島県は、制度の趣旨等の周知に努めるとともに、民間事業者等からの事前窓口となって対応

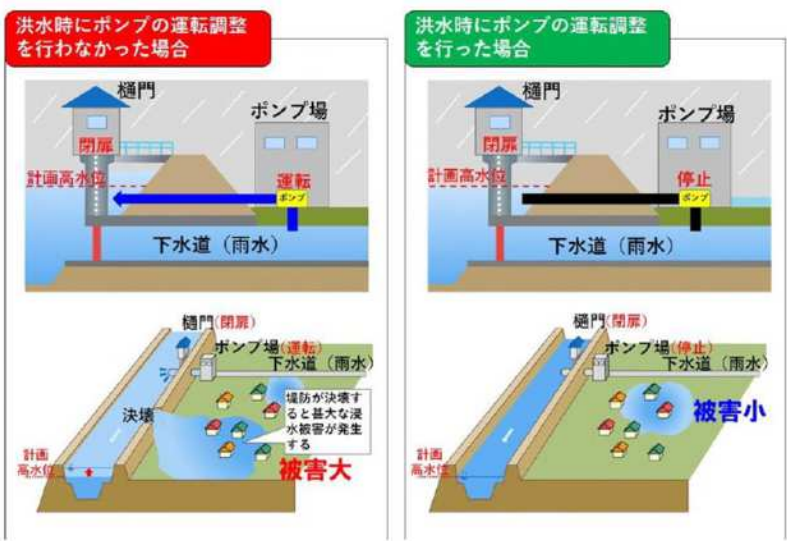


雨水貯留浸透施設整備計画の認定に係る手続きフロー

# 第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項

- 現況の河川施設及び下水道施設を対象に、現在の整備水準を超える規模の降雨が生じた場合に、より効果的に都市浸水を軽減し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減させることを目的として、**関係機関の緊密な連携のもと①必要に応じたポンプ施設の操作方法の見直し及び②河川水位に応じた運転調整の考え方**や外水被害に対する効果や内水被害に及ぼす影響等に関する住民とのリスクコミュニケーションを計画に位置付け。

＜内水排除ポンプの運転イメージ＞



＜逢瀬川流域におけるポンプ施設＞



＜谷田川流域におけるポンプ施設＞



## 第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項

- 土地の利用について留意すべき事項及び土地利用の方向性に応じた浸水被害対策について定めた。
- 浸水被害対策は、立地適正化計画の防災指針との整合を図った。

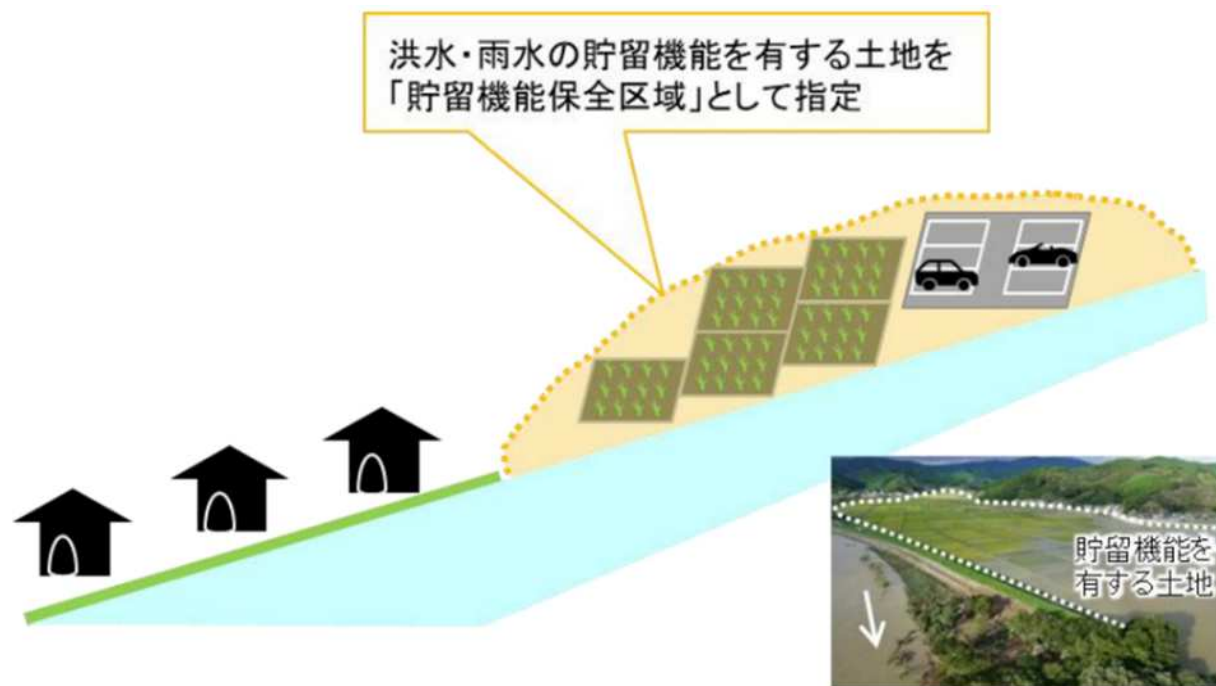
## ＜逢瀬川流域における地区毎の土地利用状況を考慮した浸水被害対策＞

地区	土地の利用について留意すべき事項	浸水被害対策の検討
若葉町・桜木一丁目周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 主に1階建てと2階建ての建物で構成されている住宅地である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害リスク低減のため建物構造の工夫や盛土等の支援策を検討する</li> <li>• 災害に備えて河川水位等の監視を強化する</li> <li>• 災害リスクの視覚可等により防災意識の向上を図る</li> <li>• 適切な情報発信により、住民の避難行動の迅速化を図る</li> </ul>
郡山駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 郡山駅の東側には病院や商業施設などの生活利便施設が集積していることから、浸水時にもそれらの機能を維持するとともに、被災した場合には早期に復旧することが求められる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害リスク低減のため建物構造の工夫や盛土等の支援策を検討する</li> <li>• 災害に備えて河川水位等の監視を強化する</li> <li>• 災害リスクの視覚可等により防災意識の向上を図る</li> <li>• 適切な情報発信により、住民の避難行動の迅速化を図る</li> <li>• 浸水時の安全確保のため、道路冠水の監視を強化する</li> </ul>
図景周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 主要地方道郡山停車場線のロードサイドの1階建てから2階建ての店舗と住宅が混在する地区である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害リスクの視覚可等により防災意識の向上を図る</li> <li>• 適切な情報発信により、住民の避難行動の迅速化を図る</li> <li>• 浸水時の安全確保のため、道路冠水の監視を強化する</li> </ul>

※「郡山市立地適正化計画」（令和3年3月31日改定）を基に作成

## 第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針

- 貯留機能保全区域及び浸水被害防止区域について、それぞれの区域の指定の方針（指定の考え方）を定めた。
- 貯留機能保全区域については、各流域の沿川で、低地や窪地等の遊水・貯留機能により流域の浸水拡大を抑制できる土地について、これらの土地の機能を将来にわたり保全していく必要があるため、貯留機能保全区域の指定について取組を進める。
- 貯留機能保全区域指定の取組を進めるにあたっては、排水ポンプ設置など区域指定後の対応も併せて検討する。
- 指定にあたっては、関係機関が緊密に連携し、地域の意見を丁寧に聞きながら、当該土地の所有者の同意を得て指定する。



## 第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針

- 浸水被害防止区域については、逢瀬川・谷田川流域の都市浸水想定区域の中には市街地が形成されている箇所があり、対策実施後も浸水リスクが残る地域があるため、水災害リスクを踏まえた安全なまちづくりとの整合を考慮し、必要に応じて検討を行う旨を定めた。



## 第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

- 水防法の規定に基づく措置であるハザードマップの作成・周知などの ①リスクコミュニケーションの充実、②洪水時及び災害発生時の情報収集・伝達について定めた。
- 水防法に基づく大規模氾濫に関する減災協議会の取組内容等、関連する既定の計画等に位置付けている事項と整合するようにした。

## ○ リスクコミュニケーションの充実

- 減災対策協議会等による関係機関との連携強化
- 市町村等とのホットラインによる河川情報の共有
- 洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知
- 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
- 小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施
- 河川水位に関する迅速な情報提供・収集
- 水害リスクの自分事化に向けた出前講座やシンポジウムの開催
- 防災アプリ導入・活用を支援するための出前講座
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や実施義務化されている避難訓練の徹底
- 地域包括支援センターの活用

## ○ 洪水時及び災害発生時の情報収集・伝達

- 洪水に係わる正確な情報を迅速に提供
- 高齢者等の要配慮者への情報提供
- 通勤・通学者、旅行者等の流域外からの来訪者や外国人に対する情報発信
- 災害時の多言語・多手段による情報伝達

## ○ 大規模氾濫に関する減災対策

- 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく県中方部の減災に係る取組方針」に基づく減災対策の取組
- 水災害対策協議会等を通じた関係機関が一体となって防災・減災の取組の推進
- 避難行動要支援者の対応として、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等において、地域の課題として水害への対応を検討。

＜洪水時及び災害発生時の情報収集・伝達の例＞  
面的な降雨情報（気象庁）の情報



## 第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

- ・ 阿武隈川（合流先河川）の河川整備について記載した。
- ・ 浸水区域における建築物の浸水対策・耐水化や浸水被害の早期解消対策について定めた、
- ・ 対策の効果のモニタリング、計画の見直しへの反映のための計画管理に関する事項等を定めた。

## ○ 阿武隈川（合流先河川）の河川整備

- ・ 阿武隈川本川の河道掘削を引き続き推進
- ・ 阿武隈川上流（鏡石町・矢吹町・玉川村）において上流遊水地群を整備

## ○ 浸水区域における建築物の浸水対策・耐水化

- ・ 高床化や耐水化、止水壁の増設等といった対策を奨励
- ・ 土のうを配布できる体制を整備
- ・ **支援制度の周知により住民等の取組を推進**

## ○ 浸水被害の早期解消対策

- ・ 排水ポンプ車等の配備
- ・ 必要に応じて、既存の内水排水用ポンプの操作方法の見直し

## ○ 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応

- ・ 氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討
- ・ より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める

## ○ 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応

- ・ 事業の進捗状況及び流域の変化について多面的な視点から定期的にモニタリングを実施
- ・ 計画の効果的な実施・運用に向けた改善を図る
- ・ 適宜、計画の見直しを行う

## ＜止水板設置等工事費補助金の活用（郡山市）＞



## ＜計画管理項目＞

① 事業の進捗状況	・ 河川事業、下水道事業及びその他の者が実施する事業の取り組み等
② 流域内の開発状況	・ 各市町村における流域内の開発箇所及び面積
③ 雨水貯留浸透施設等の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川管理者、下水道管理者、地方公共団体及び民間事業者等が設置した雨水貯留浸透施設の位置及び容量等</li> <li>・ 雨水浸透阻害行為に該当する 1,000㎡以上の対策工事で設置された雨水貯留浸透施設の位置及び容量等</li> <li>・ ため池等を治水利用した場合の取組状況</li> <li>・ 水田貯留を実施した水田の位置及び面積</li> <li>・ 貯留機能保全区域等の指定箇所及び面積</li> <li>・ その他、谷田川流域水害対策計画として実施した事項等</li> </ul>
④ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流域における浸水被害の発生状況（浸水実績等）</li> <li>・ その他計画管理に必要な事項</li> </ul>